

平成二十六年政令第七十四号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び同法の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 存続厚生年金基金に関する経過措置

第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項（第三条―第八条）

第二節 自主解散型基金及び清算型基金の解散の特例に関する事項（第九条―第三十一条）

第三節 清算中の特定基金等に関する事項（第三十二条―第三十八条）

第四節 施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例に関する事項（第三十九条）

第五節 残余財産の確定給付企業年金等への交付に関する事項（第四十条―第四十六条）

第六節 その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項（第四十七条・第四十八条）

第三章 存続連合会等に関する経過措置

第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項（第四十九条）

第二節 存続連合会の業務等に関する事項（第五十条―第五十二条）

第三節 基金中途脱退者等に関する給付等に関する事項（第五十三条―第六十条）

第四節 存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等に関する事項（第六十一条―第六十三条）

第五節 老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する事項（第六十四条―第六十七条）

第六節 老齢年金給付の支給義務等の特例に関する事項（第六十八条・第六十九条）

第七節 存続連合会の事務委託に関する事項（第七十一条）

第八節 存続連合会の解散等及び連合会の業務等に関する事項（第七十二条―第七十五条）

第四章 その他の経過措置（第七十六条―第八十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行に伴い、存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力及び存続厚生年金基金の解散の特例等の存続厚生年金基金に関する事項並びに存続連合会に係る改正前厚生年金保険法等の効力等の存続連合会に関する事項等に関し必要な経過措置を定めるものとする。

（定義）

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 改正前厚生年金保険法 平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいう。

二 改正後厚生年金保険法 平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。

三 改正前確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）をいう。

四 改正後確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法をいう。

五 改正前確定拠出年金法 平成二十五年改正法附則第百二条の規定による改正前の確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）をいう。

六 改正後確定拠出年金法 平成二十五年改正法附則第百二条の規定による改正後の確定拠出年金法をいう。

七 改正前保険業法 平成二十五年改正法附則第百三十一条の規定による改正前の保険業法（平成七年法律第百五号）をいう。

八 廃止前厚生年金基金令 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号。以下「整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）をいう。

九 改正前確定給付企業年金法施行令 整備政令第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）をいう。

十 改正後確定給付企業年金法施行令 整備政令第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行令をいう。

十一 改正前確定拠出年金法施行令 整備政令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）をいう。

十二 改正後確定拠出年金法施行令 整備政令第三条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令をいう。

十三 旧厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金をいう。

十四 存続厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。

十五 厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいう。

十六 存続連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。

第二章 存続厚生年金基金に関する経過措置

第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項

(存続厚生年金基金に関する読替等)

第三條 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前厚生年金保険法第一百七条

被保險者

改正前厚生年金保險法第二百二十四条

共済組合の組合員

私学教職員共済制度の加入者

改正前厚生年金保険法第百三十三条

老齡厚生年金の

改正前厚生年金保険法第四百六条ただし書	確定給付企業年金法
---------------------	-----------

平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法

改正前厚生年金保険法第百七十四条にお事業主

設立事業所の事業主

いて準用する改正前厚生年金保険法第九第二十七条

十八条第一項

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた

厚生労働大臣

平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）

厚生労働大臣

基金

改正前厚生年金保険法第七十四条にお受給権者

年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者

十八条第三項及び第四項本文

--	--

改正前確定給付企業年金法第百七条第厚生年金保険法
一項

同法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）

改正前確定給付企業年金法第百七条第厚生年金保険法
三項

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた十三号。

改正前確定給付企業年金法第百十條

前三条

--	--

の規定による改正前の第一百七条

同法

改正前厚生年金保険法

第一項及び第二項

改正前確定給付企業年金法第百十條の二
厚生年金保険法第百
六項
する解散基金加入員

平成二十五年改正法附則第八条に規定する厚生年金基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者

2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。）、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第一項	厚生年金保険法（以下「法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法
第一条第二項	法	平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第二条	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第三条	厚生年金基金 厚生年金基金（以下「基金」と基金	平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）」
第十条第一項	法	改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法
第十五条	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第十六条第一号	法	厚生年金保険法（以下「法」という。）」
第十七条第二項	第三十級	第三十一級
第十七条第五項第一号	九万八千円	八万八千円
第十七条第五項第二号	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第二十條第二項	法第百四十四條の三第三項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四條の三第三項
	法第百六十條第五項	平成二十五年改正法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十條第五項
	企業年金連合会（	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三條第十三号に規定する存続連合会をいう。）」
第二十一条	法第百四十四條の二第一項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四條の二第一項
	法第百四十四條の三第三項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四條の三第三項
	法第百六十條第五項	平成二十五年改正法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十條第五項
第二十四條の二第一項	法第百三十二條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第四項
	老齡厚生年金	老齡厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。次項において同じ。）」
第二十四條の二第二項	法第百三十二條第二項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第二項
	申出を	申出（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）を
	五年	十年
	法第百三十三條の二第二項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十三條の二第二項
	法第百三十二條第二項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十三條の二第二項
第二十六條の四第二項第三号	法	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第二十七條の二第三項第二号及び第二十八條第二項	障害補償給付若しくは障害給付	障害補償給付、複数事業労働者障害給付若しくは障害給付
第二十八條の二及び第二十九條第一項	法第百三十條第五項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條第五項

第二十九条第一項第一号法 並びに第三十条第一項及 び第二項		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第三十条第三項	法第百三十条の二第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条の二第二項
第三十一条第一項	法第百三十条の二第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条の二第二項
第三十三条の一	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第三十三条の二	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第三十三条の三	解散する	平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定により解散する
第三十四条第一項	法第百三十九条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は同条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは法第百四十条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により免除保険料額（当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）又は免除保険料額に法第百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額を免除されている 係る免除保険料額	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項から第九項まで又は第百四十条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている 項まで又は第百四十条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている 額をいう。以下同じ。） 係る免除保険料額（当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。） 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九条第二項 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第四項 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項から第九項まで又は第百四十条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている
第三十四条第二項	法第百三十九条第七項又は同条第八項若しくは法第百四十条第九項の規定により免除保険料額又は免除保険料額に法第百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額を免除されている をいまで増加することができる。	を、次の各号に掲げる加入員の区分に応じ、当該各号に定める割合まで増加することができる。 一 次号に掲げる加入員以外の加入員 二 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項若しくは第八項又は第百四十条第九項の規定の適用を受けている加入員（その育児休業等（法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等をいう。）の期間が一月以下であるものに限る。）当該加入員に係る掛金の額から当該加入員に係る免除保険料額（標準賞与額に係る免除保険料額に限る。以下この号において同じ。）の二分の一に相当する額（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九条第二項に規定する加入員にあつては、免除保険料額の二分の一に相当する額に平成二十五

			年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額」を控除して得た額の当該加入員に係る掛金の額に対する割合
第三十四条の二	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	
第三十四条の三	法第百三十九条第五項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第五項	
第三十五条	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	
第三十六条	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	
第三十六条の二	前条第二項	第三十五条第二項	
	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	
	同条第八項及び第九項	同条第九項	
	同条第八項中「育児休業等」とあるのは「産前産後休業」と、同条第九項	同項	
第三十六条の三第一号	法第百十一条第一項の設立の認可（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百九条第一項の規定に基づき同法第二条第四項に規定する企業年金基金が基金となることについての認可を含む。）、法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	
	法第百四十三条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十三条第一項	
第三十六条の五第一項	設立の認可、合併	合併	
第三十八条第二項	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	
	法第百十一条第一項若しくは第百四十三条第四項の規定に基づき	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十三条第四項の規定に基づき分割による	
第三十九条の二第一項	法第百四十二条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十二条第二項	
第三十九条の二第二項	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	
第三十九条の三第二項第一号	年金給付等積立金の額	年金給付等積立金の額（平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下同じ。）	
	確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「経過措置政令」という。）第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号。以下「改正前確定給付企業年金法施行令」という。）	
第三十九条の三第二項第二号	法第百三十二条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項	
	法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額	
第三十九条の四第一項、第三十九条の五及び第三十九条の六各号列記以外の部分	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	
第三十九条の六第一号	又は同条第四項	を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）又は同法第二十八条第四項	
第三十九条の六第二号	外国法人	外国法人（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）	
第三十九条の七	法第百三十六条の三第一項第四号イ	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第四号イ	

第三十九条の八	法第百三十六条の三第一項第五号イ	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号イ
第三十九条の九第一項	法第百三十六条の三第一項第四号イ	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第四号イ
第三十九条の九第二項	法第百三十六条の三第一項第五号ロ	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ロ
第三十九条の十各号列記法以外の部分	行う者	行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）
第三十九条の十一	法第百三十六条の三第一項第五号イ	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号イ
第三十九条の十二第一項法及び第二項各号列記以外の部分	法第百三十六条の三第一項第五号二	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号二
第三十九条の十三各号列記以外の部分	法第百三十六条の三第一項第五号	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号
第三十九条の十三第一号法	法第百三十六条の三第一項第五号	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号
第三十九条の十三第二号法	法第百三十六条の三第一項第五号	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号
第三十九条の十四	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第三十九条の十六	法第百三十六条の四第三項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第三項
第四十一条の三並びに第四十一条の三の二第一項及び第四項から第六項まで	法第百四十四条の三第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の三第一項
第四十一条の三の三第二項、第四十一条の三の四の五並びに第四十一条の四各号列記以外の部分及び第二号	確定給付企業年金法施行令	経過措置政令第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令
第四十一条の四第五号	法第百四十四条の五第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の五第一項
第四十一条の五各号列記法以外の部分		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第四十一条の五第一号	法第百四十七条第四項	平成二十五年改正法附則第三十四条第四項
第四十一条の五第二号	法第百四十七條第四項	平成二十五年改正法附則第三十四条第四項
第四十一条の五第四項	法第百四十四條の五第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四條の五第四項

第四十一条の六	法第百四十四条の五第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の五第一項
第五十五条の二第二項各号列記以外の部分	法第百三十八条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第二項
第五十五条の二第二項第一号ロ（一）	法第百三十二条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項
第五十五条の二第二項第一号ロ（二）	法第百三十二条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項
第五十五条の三第一項	法第百八十五条の三	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百八十五条の三
第五十五条の四第一項	法第百三十二条第二項（一）	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項（一）
第五十七条第一項	法第百三十二条第二項（一）	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項（一）
第五十七條第二項の表	法第百三十二条第三項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第三項
第五十九條第一項	法第百三十二条第二項（一）	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項（一）
第五十九條第二項の表	法第百三十二条第二項（一）	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項（一）
第六十条の二第一項及び第二項	法第百三十二条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項
第六十条の二第四項	法第百三十二条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項
第六十条の三、第六十二条第一項、第二項及び第四項並びに第六十三條各号列記以外の部分	法第百三十二条第四項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第四項
第六十三條第三号	法第百三十二条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第一項
第六十三條第八号	法第百三十二条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項
附則第八条	法第百三十二条の五第四項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条の五第四項
	法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額
3 存続厚生年金基金については、改正前確定給付企業年金法施行令第一条第二項、第二条第二号から第四号まで、第七十三条（第七項及び第九項を除く）、第七十四条の二から第八十八条まで、第八十八条の三、第九十三条及び附則第二条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第一条第 厚生年金基金二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）	
第二条第 法第百七条第一項二	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）以下「改正前厚生年金保険法」という。）	
	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第百七条第一項	

[illegible]

[illegible]

項二第		項三第	項三第	項三第
老齢厚生年金の受給権者		老齢厚生年金の受給権者	老齢厚生年金の受給権者	老齢厚生年金の受給権者
(以下この条において「読替え後の第四十六条第一項」という。)		各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者
当該老齢厚生年金		当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
第四十四条の三第四項		当該第一号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする経過措置令第八十二条の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三の二第一項の規定により読み替えられた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五条の規定による改正後の第七十八条の二十八第一項の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項	当該第一号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする経過措置令第八十二条の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三の二第一項の規定により読み替えられた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五条の規定による改正後の第七十八条の二十八第一項の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項	当該第一号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする経過措置令第八十二条の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三の二第一項の規定により読み替えられた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五条の規定による改正後の第七十八条の二十八第一項の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項
第四十六条第五項において読替えられた同条第一項		読替え後の第四十六条第一項	読替え後の第四十六条第一項	読替え後の第四十六条第一項
同条第五項において読替えられた同条第一項		読替え後の第四十六条第一項	読替え後の第四十六条第一項	読替え後の第四十六条第一項
第四十四条の二第二項		平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第二項	平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第二項	平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第二項
老齢厚生年金の額（		当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額（	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額（	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額（
老齢厚生年金の受給権者		各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者
当該老齢厚生年金の		当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の
から老齢厚生年金		から当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	から当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	から当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
老齢厚生年金		第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
第四十六条第五項において読替えられた同条第一項		読替え後の第四十六条第一項	読替え後の第四十六条第一項	読替え後の第四十六条第一項

（確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出）

第四条 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の六第一項の規定による脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、基金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。）が存続厚生年金基金の加入員の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。
（平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法）

第五条 平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金の額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額を合算した額から第三号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

一 存続厚生年金基金が平成十一年九月三十日において解散したものとみなして同日において当該存続厚生年金基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者について政府が積み立てるべき責任準備金が当該存続厚生年金基金が解散したことにより増加する額に相当する額

二 平成十一年十月一日から存続厚生年金基金が解散した日までの期間に係る代行給付（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する部分の老齢年金給付をいう。以下同じ。）に要する費用に係る収入に相当する額

三 前号に規定する期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額
前項第一号に掲げる増加する額に相当する額の算定に係る責任準備金の予定利率は、年五分五厘とする。

3 第一項第二号に掲げる収入に相当する額及び同項第三号に掲げる支出に相当する額の算定に係る利子の利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績等を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

第一項 前条第一項の規定に基づき、政府が解散厚生年金基金等から公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八条の規律（以下「解散存続厚生年金基金」という。）から同法附則第八

解散厚生年金基金等は	条に規定する
解散存続厚生年金基金は	

第四項及び第六項	解散厚生年金基金等	解散存続厚生年金基金
----------	-----------	------------

平成二十五年改正法附則第九條第一項において平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條の規定を準用する場合においては、第三條第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十二條から第八十八條までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十二条各号列記以外的部分	平成二十五年改正法	第八十二条各号列記において準用する平成二十五年改正法
第八十三条第一項	解散厚生年金基金等	解散存続厚生年金基金

平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改平成二十五年改正法附則第八條の規定により徴収する同条
正前確定給付企業年金法第百十三條第一項の規定により徴収する平成二十五年改正法附則

第八十四条及び第八十五条	平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第九条第一項において準用する平成二十五年改正法
	第八条	

平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第九条第一項において準用する平成二十五年改正法
解散厚生年金基金等	解散存続厚生年金基金

第八十七条第一項	平成二十五年改正法	
第七十九条又は経過措置政令		平成二十五年改正法附則第九条第一項において準用する平成二十五年改正法 経過措置政令

第八十七條第二項	平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第九條第一項において準用する平成二十五年改正法
第八十八條	解散厚生年金基金等	解散存続厚生年金基金

3 平成二十五年改正法附則第九條第二項において平成二十五年改正法附則第三百三十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前保険業法附則第一條の十三の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「第一項に規定する解散厚生年金基金等（平成二十五年改正法）」という。）が、平

項（以下この条において「解散厚生年金基金等」と成二十五改正正法附則第九條第一項において準用する平成二十五改正正法附則第五條第一項の規定によりなされた平成二十五改正正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下この条において「改正前確定給付企業年金法」といふ。）が、同法

責任準備金（同法第百十三条第一項に規定する責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額をいう。））と（いう。）

任準備金をいう。）に相当する額	
同法第百十四条第一項に	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項に

第	当該解散厚生年金基金等	当該存続厚生年金基金
確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第九條第一項において準用する平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた	

項 二	
改正前確定給付企業年金法	改正前確定給付企業年金法

解散厚生年金基金等	存続厚生年金基金
-----------	----------

第七條 平成二十五年改正法律附則第十條第一項の規定する年金給付等積立金（平成二十五年改正法律附則第十條第一項に規定する年金給付等積立金を目録）第六十一條第二項及び第三項を除き、以下同じ。）の額から当該前納しよとする額を控除した額が、平成二十五年改正法律附則第十條第一項の規定する年金給付等積立金の額（平成二十五年改正法律附則第十條第一項に規定する年金給付等積立金を目録）と同一であるときは、平成二十五年改正法律附則第十條第一項の規定は、この場合において適用しない。

定により責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金相当額をいう。以下同じ。）の全音又は一音を前納しようとする日から平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定により責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金相当額をいう。以下同じ。）の全音又は一音を前納しようとする日から平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百五條第一項第一号若しくは第二号に掲げる理由により解散をし、又は平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によ

りなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第四項の規定による消滅をしようとする日までの間における代行給付に充てるべき積立金の額を上回るものであることとする。

（前納責任準備金相当額の還付）

第八条 政府は、平成二十五年改正法附則第十条第一項の規定により前納された責任準備金相当額が平成二十五年改正法附則第八条及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十三条第一項の規定により政府が徴収することとなった責任準備金相当額を上回るときは、その差額に相当する額を平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十六条の二の規定によりなお存続するものとみなされた当該責任準備金相当額を前納した解散した存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金）に還付するものとする。

第二節 自主解散型基金及び清算型基金の解散の特例に関する事項

（自主解散型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例等の要件）

第九条 平成二十五年改正法附則第十一条第五項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 平成二十五年改正法附則第十一条第一項の規定による認定の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額（存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

（自主解散型基金等が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額）

第十条 平成二十五年改正法附則第十一条第七項の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

一 存続厚生年金基金が設立された日から当該存続厚生年金基金が解散した日までの期間に係る代行給付に要する費用に係る収入に相当する額

二 前号の期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額

2 前項第一号に掲げる収入に相当する額及び同項第二号に掲げる支出に相当する額の計算の基礎となる利子の利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績等を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

（責任準備金相当額の特例の認定の申請をした自主解散型基金による前納に関する読替え）

第十一条 平成二十五年改正法附則第十一条第九項の規定により同条第一項の規定による認定の申請をした自主解散型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合には、第八条中「責任準備金相当額が」とあるのは「減額責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。以下この条において同じ。）が」と、「責任準備金相当額を」とあるのは「減額責任準備金相当額を」と、「存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金）」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金であつて、同項の規定による認定の申請をしたもの」とする。

（自主解散型納付計画の承認の要件）

第十二条 平成二十五年改正法附則第十二条第七項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

（平成二十五年改正法附則第十二条第八項の政令で定める要件）

第十三条 平成二十五年改正法附則第十二条第八項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 次のイからハまでのうち二以上に該当するものであること。

イ 平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

ロ 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を相当程度講じていること。

一 自主解散型基金の年金給付等積立金の額が、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第二項の認可を受けることが見込まれる日までに、当該自主解散型基金の設立事業所（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）に係る掛金の増加によって責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること。

（自主解散型納付計画の承認の申請をした自主解散型基金による前納に関する読替え）

第十四条 平成二十五年改正法附則第十二条第十項の規定により同条第一項の承認の申請をした自主解散型基金については、第八条中「責任準備金相当額が」とあるのは「年金給付等積立金の額（平成二十五年改正法附則第十二条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下この条において同じ。）が」と、「責任準備金相当額を」とあるのは「年金給付等積立金の額を」と、「存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百二十二条第四項に規定する年金給付等積立金の額にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金）」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十二条第一項に規定する自主解散型基金であつて、平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をしたもの」とする。

（自主解散型基金に係る減額責任準備金相当額等の一部の物納に関する技術的読替え等）

第十五条 平成二十五年改正法附則第十八条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合においては、平成二十五年改正法附則第十八条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	前条第一項の規定に基づき、政府が解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十一条第七項の規定により政府が同条第一項に規定する自主解散型基金（以下この条において「自主解散型基金」という。）から同法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する場合又は同法附則第十三条第一項の規定により政府が自主解散型基金から同法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額
第四項及び第六項	解散厚生年金基金等は当該責任準備金に相当する額	自主解散型基金は当該減額責任準備金相当額又は当該年金給付等積立金の額
自主解散型基金		

2 平成二十五年改正法附則第一条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合においては、第三条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条から第八十八条までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定と下表の規定とが、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十二条各号列記以平成一十五年改正法	平成一十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成一十五年改正法
外の部分	

第八十二条第一号	存続厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金（以下「自主解散型基金」という。）
第八十三条第一項	存続厚生年金基金 解散厚生年金基金等	自主解散型基金 自主解散型基金
第八十四条及び第八十五条	平成二十五年改正法 規定する責任準備金相当額	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法
第八十六条	平成二十五年改正法 解散厚生年金基金等	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法 自主解散型基金
第八十七条第一項	平成二十五年改正法 第七十九条又は経過措置政令	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法 経過措置政令
第八十七条第二項	平成二十五年改正法 解散厚生年金基金等	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法 自主解散型基金
第八十八条	厚生年金保険法	平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法

3 平成二十五年改正法附則第十八条第二項において平成二十五年改正法附則第三百三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前保険業法附則第一条の十三の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一号	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成一号」）	第百三十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等（以下この条において「解散厚生年金基金等」という。）が、同法
第二号	責任準備金（同法第百三十三条第一項に規定する責任準備金をいう。）に相当する額	減額責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）又は年金給付等積立金（平成二十五年改正法附則第十四条第一項に	同法第百三十三条第一項に規定する責任準備金をいう。）に相当する額
第三号	当該解散厚生年金基金等	当該自主解散型基金	同法第百三十三条第一項に規定する責任準備金をいう。）に相当する額
第四号	確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	同法第百三十三条第一項に規定する責任準備金をいう。）に相当する額
第五号	解散厚生年金基金等	自主解散型基金	同法第百三十三条第一項に規定する責任準備金をいう。）に相当する額

（自主解散型納付計画の提出の特例）

第十六条 自主解散型基金であつてその設立事業所（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百十七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）の事業主（当該自主解散型基金を共同して設立している場合にあつては、当該自主解散型基金を設立している各事業主）のうち当該事業主が納付すべき額（以下この項及び次項において「事業主納付額」という。）を当該自主解散型基金が政府に納付することが適当であると当該自主解散型基金が認めるもの（以下この条において「基金一括納付対象事業主」という。）があるものは、平成二十五年改正法附則第十二条第三項第二号の規定にかかわらず、当該自主解散型基金が納付すべき年金給付等積立金の額に代えて、当該額に事業主納付額を加算した額を記載して同条第一項に規定する自主解散型納付計画（以下この条において「自主解散型納付計画」という。）を作成することができる。

2 前項の規定により作成した自主解散型納付計画について平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認を受けた自主解散型基金は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五号第一項第一号又は第二号の規定により解散をする場合において、規約で定めるところにより、基金一括納付対象事業主から当該基金一括納付対象事業主に係る事業主納付額を一括して徴収するものとする。この場合において、当該自主解散型基金が当該基金一括納付対象事業主から徴収する徴収金については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定による掛金とみなす。

3 第一項の規定により自主解散型納付計画を作成した自主解散型基金及びその設立事業所の事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）について平成二十五年改正法附則第十二条及び第十三条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる平成二十五年改正法附則第十二条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二条第一項	各事業主	各事業主（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第十六条第一項に規定する基金一括納付対象事業主（第三項第二号、第四項及び第五項において「基金一括納付対象事業主」という。）を除く。）
附則第十二条第三項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額（当該自主解散型基金が納付すべき年金給付等積立金の額に当該自主解散型基金の責任準備金相当額のうち基金一括納付対象事業主が納付すべき額を加算した額をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）
附則第十二条第四項	各事業主	各事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）
附則第十二条第五項	各事業主	各事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）
附則第十二条第十項	年金給付等積立金の額（次基金一括納付額（当該自主解散型基金が納付すべき年金給付等積立金の額に当該自主解散型基金の責任準備金相当額のうち基金一括納付対象事業主が納付すべき額に規定する年金給主（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第十六条第一項に規定する基金一括納付対象事業主をいう。）が納付すべき額を加算した額	基金一括納付額
附則第十三条第一項及び第三項	年金給付等積立金の額を	基金一括納付額を

（自主解散型納付計画の承認を取り消された事業主からの徴収の特例）

第十七条 平成二十五年改正法附則第十五条第一項の規定により自主解散型納付計画の承認を取り消された自主解散型基金の設立事業所の事業主について平成二十五年改正法附則第十三条第一項の規定を適用する場合には、同項中「自主解散型納付計画」とあるのは、「附則第十五条第一項の規定による取消し前の自主解散型納付計画（前条第四項第一号に掲げる額に係る部分（当該額の一部につき納付があつたときは、その納付のあつた額を控除した金額に係る部分に限る。）に限る。）」とする。

（清算型基金の指定の要件）

第十八条 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の政令で定める率は、〇・八とする。

(清算型納付計画の承認に係る認定の要件)

第二十四条 平成二十五年改正法附則第二十一条第七項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 次のイからハまでのうち以上に該当するものであること。

イ 平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の清算型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

ロ 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を相当程度講じていること。

ハ 清算型基金の業務の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他当該清算型基金の年金給付等積立金の額を増加させるために必要な措置(ロに掲げる措置を除く。)を講じていること。

二 清算型基金の年金給付等積立金の額が、平成二十五年改正法附則第十九条第七項の承認を受けることが見込まれる日までに、当該清算型基金の設立事業所に係る掛金の増加によつて責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること。

(清算型納付計画に係る事業主に対する通知に関する技術的読替え)

第二十五条 平成二十五年改正法附則第二十二条第四項において平成二十五年改正法附則第十三条第四項の規定を準用する場合には、同項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。

(清算型基金の納付の猶予に係る準用に関する技術的読替え)

第二十六条 平成二十五年改正法附則第二十三条において平成二十五年改正法附則第十四条第六項の規定を準用する場合には、平成二十五年改正法附則第二十三条の規定によるほか、同項において準用する平成二十五年改正法附則第十三条第四項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。

(清算型基金に係る減額責任準備金相当額等の一部の物納に関する技術的読替え等)

第二十七条 平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合には、平成二十五年改正法附則第二十五条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項 前条第一項の規定に基づき、政府が解散厚生年金公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第二十条第三金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する減額責任準備金に相当する年金給付等積立金の額

解散厚生年金基金等は

当該責任準備金に相当する額

清算型基金は

当該減額責任準備金相当額又は当該年金給付等積立金の額

第四項及び第六項 解散厚生年金基金等

清算型基金

2 平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合においては、第三条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条から第八十八条までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十二条各号列記以平成二十五年改正法

外の部分

平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において準用する平成二十五年改正法

第八十二条第一号

存続厚生年金基金

第八十三条第一項

清算型基金

第八十三条第一項

清算型基金

第八十四条及び第八十

平成二十五年改正法

五条

平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において準用する平成二十五年改正法

五条

平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において準用する平成二十五年改正法

五条

平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において準用する平成二十五年改正法

五条

平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において準用する平成二十五年改正法

附則第二十二條第一項及年金給付等積立金の額を 基金一括納付額を
び第三項

(清算型納付計画の承認を取り消された事業主からの徴収の特例)

第二十九條 平成二十五年改正法附則第二十三條において準用する平成二十五年改正法附則第十五條第一項の規定により清算型納付計画の承認を取り消された清算型基金の設立事業所の事業主について平成二十五年改正法附則第二十二條第一項の規定を適用する場合には、同項中「清算型納付計画」とあるのは、「次条において準用する附則第十五條第一項の規定による取消し前の清算型納付計画（前条第四項第一号に掲げる額に係る部分（当該額の一部につき納付があったときは、その納付のあった額を控除した金額に係る部分に限る。）に限る。）とする。」とする。

(責任準備金相当額の特例を受けた自主解散型基金等の特例)

第三十條 平成二十五年改正法附則第二十一條第五項若しくは第二十二條第二項の認定又は平成二十五年改正法附則第十二條第七項若しくは第二十一條第六項の承認を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が確定給付企業年金（改正後確定給付企業年金法第二條第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の実施事業所（改正後確定給付企業年金法第四條第一号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。）となつていたりとき、又は実施事業所となるときは、当該確定給付企業年金の事業主等（改正後確定給付企業年金法第二十九條第一項に規定する事業主等をいう。第四十條及び第四十二條を除き、以下同じ。）は、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金の加入員であつた者に対し、当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間（以下この項において「存続厚生年金基金加入員期間」という。）を改正後確定給付企業年金法第二十九條第一項各号及び第二十二條各号に掲げる給付（以下この項において「老齢給付金等」という。）の額の算定の基礎となる改正後確定給付企業年金法第二十八條第一項に規定する加入員である期間（以下この項において「確定給付企業年金加入者期間」という。）とみなして老齢給付金等の支給をすることができ、旨が定められているときは、当該存続厚生年金基金の加入員であつた者に対し、存続厚生年金基金加入員期間を確定給付企業年金加入者期間とみなして老齢給付金等の支給をすることができる。

2 前項の規約を定める場合には、当該存続厚生年金基金の加入員であつた者の同意を得なければならない。

(自主解散型基金等が解散する場合における東日本大震災に係る責任準備金相当額の特例等の要件の特例)

第三十一條 平成二十五年改正法の施行の日（以下本則において「施行日」という。）から起算して一年を超えない期間内において平成二十五年改正法附則第二十一條第一項若しくは第二十二條第一項の規定による認定の申請又は平成二十五年改正法附則第二十二條第一項若しくは第二十一條第一項の承認の申請をした存続厚生年金基金であつて、施行日において現に東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。）内に主たる事務所が所在するものについて第九條、第十二條、第十三條、第二十條、第二十三條及び第二十四條の規定を適用する場合には、第九條及び第十二條中「いずれにも」とあり、第十三條第一号中「二以上に」とあり、第二十條及び第二十三條中「いずれにも」とあり、並びに第二十四條第一号中「二以上に」とあるのは、「いずれかに」とする。

第三節 清算中の特定基金等に関する事項

(清算中の特定基金に関する読替え等)

第三十二條 平成二十五年改正法附則第二十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定（当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。）を適用する場合には、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十三條第三項	第一項の申出を行つた特定基金であつて、当該特定基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十号）申出の日まで業務の運営について相当の努力を三号。以下この条及び附則第三十八條第二項において「平成二十五年改正法」という。）第一條の規定による改正前の第一項に規定し、かつ、当該申出の日以後の事業の継続が困定する特定基金をいい、平成二十五年改正法の施行の日において清算中のものに限る。以下この条において「特定基金」という。）難であると見込まれるものとして政令で定める要件に適合すると厚生労働大臣が認めたものが解散したときは、第百六十一條第一項の規定にかかわらず、責任準備金相当額に代えて、当該特定基金	特定基金
------------	--	------

解散した特定基金

附則第三十三條第四項

老齡厚生年金

特定基金

連合会又は他の基金

老齡厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一條の規定による改正後の第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。次項において同じ。）

連合会又は他の基金

平成二十五年改正法附則第三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）

連合会又は他の基金

連合会等

連合会又は他の基金

連合会等

連合会又は他の基金

連合会等

附則第三十三條第五項

連合会又は他の基金

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

連合会等

附則第三十三條第六項

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

合会から徴収する徴収金

		まで、第九十二条第一項及び第三項 規定を	まで
	附則第三十八条第二項	確定給付企業年金法	規定並びに年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第四条の規定による改正後の第九十二条第一項、第二項及び第四項の規定を
	附則第三十九条第二項	附則第三十三条第三項又は第三十四条第五項	平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法
	附則第三十八条第一項	減額責任準備金相当額又は責任準備金相当額	減額責任準備金相当額
	附則第三十八条第一項において準用する年金法等から同項に規定する責任準備金に相当する額	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定に基づき、政府が平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額（以下この項において「減額責任準備金相当額」という。）を徴収することとされた特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この項、第四項及び第六項において「特定基金」という。）から減額責任準備金相当額	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定に基づき、政府が平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額（以下この項において「減額責任準備金相当額」という。）を徴収することとされた特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この項、第四項及び第六項において「特定基金」という。）から減額責任準備金相当額
	附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第四項及び第六項	解散厚生年金基金等は 当該責任準備金に相当する額	特定基金は 当該減額責任準備金相当額
	附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第四項及び第六項	特定基金	特定基金
	附則第三十八条第三項において準用する第百十三条第一項に規定する解散厚生年金基金（以下この条において「解散厚生年金基金」という。）が、同法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この条において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十三条第三項の規定により減額責任準備金相当額（同項に規定する減額責任準備金相当額をいう。以下この項において同じ。）を徴収することとされた特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この条において同じ。）が、平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。次項において「改正前確定給付企業年金法」という。）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この条において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十三条第三項の規定により減額責任準備金相当額（同項に規定する減額責任準備金相当額をいう。以下この項において同じ。）を徴収することとされた特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この条において同じ。）が、平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。次項において「改正前確定給付企業年金法」という。）
	責任準備金（同法第百十三条第一項に規定する減額責任準備金相当額	減額責任準備金相当額	
	責任準備金（同法第百十四条第一項に	同項に	
	当該解散厚生年金基金等	当該特定基金	
	附則第三十八条第三項に規定する特定基金であつて清算中のものについては、廃止前厚生年金基金令第六十五条及び第六十七条第一項の規定は、なおその効力を有するものとする。	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法	
	解散厚生年金基金等	特定基金	
2	施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額（第七十一条において「減額責任準備金相当額」という。）を徴収することとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項に規定する特定基金であつて清算中のものについては、廃止前厚生年金基金令第六十五条及び第六十七条第一項の規定は、なおその効力を有するものとする。	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び第六十七條第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項及び第六十七條第一項において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十三条第三項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び第六十七條第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項及び第六十七條第一項において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十三条第三項

第六十五条第 一項第一号	基金が設立された	平成二十五年改正法の施行の日（以下この号において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この条及び第六十七條第一項において「特定基金」という。）が設立された
第六十五条第 二項	当該基金	当該特定基金
第六十五条第 三項	法第百三十二条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項
第六十七条第 一項	法附則第三十九条第一項	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項
第六十七条第 一項第一号	法附則第三十三条第三項又は第三十四条第五項	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項
	法附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）又は責任準備金相当額	改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）
第六十七条第 一項第二号	老齢厚生年金	老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）
3	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条から第八十八条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第八十二条各 号列記以外の 部分	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十八条第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）	
	厚生年金基金	平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた施行日において清算中の特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいう。以下「特定基金」という。）
第八十二条第 一号	厚生年金基金	特定基金
第八十三条第 一項	解散厚生年金基金	特定基金
	法第百十三条第一項の規定により徴収する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第三十三条第三項の規定により徴収する同項に規定する減額責任準備金相当額
第八十四条	法第百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項
第八十五条	法第百十四条第三項	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第三項
第八十六条	法第百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項
	解散厚生年金基金	特定基金
第八十七条第 一項各号列記 以外の部分	法	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法

	厚生年金基金令	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令
第八十七条第法	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法	
第八十八條等	解散厚生年金基金特定基金	
4	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。 （納付計画の承認の申請をした特定基金に関する読替え等）	
第三十三條	平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定（当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。）を適用する場合には、同条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
附則第三十四條第五項	附則第三十四條第五項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び第三十八條第二項において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一項の承認の申請をした特定基金（平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の前条第一項に規定する特定基金をいい、施行日前に解散したものを除く。以下この条において「特定基金」という。）
附則第三十四條第五項	附則第三十五條第三項	平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の附則第三十四條第五項
附則第三十四條第七項	第八十五條の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金 まで、第九十二條第一項及び第三項 規定を	平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の附則第三十五條第三項 保険料
附則第三十八條第二項	確定給付企業年金法	規定並びに年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第四条の規定による改正後の第九十二條第一項、第二項及び第四項の規定を
附則第三十四條第六項において準用する附則第三十三條第四項	特定基金 老齢厚生年金 連合会又は他の基金 連合会又は他の基金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の次条第一項の承認の申請をした特定基金（平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一項に規定する特定基金をいい、施行日前に解散したものを除く。以下この項及び次項において「特定基金」という。） 老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。次項において同じ。） 平成二十五年改正法附則第三十三條第三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（次項において「連合会等」という。）
附則第三十四條第六項において準用する附則第三十三條第五項	連合会又は他の基金 連合会等	連合会等
附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金基金等	前条第一項の規定に基づき、政府が解散厚生年金基金等	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十四條第五項の規定に基づき、政府が平成二十五年改正法の施行

附則第三十四条第五項	附則第三十四条第五項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。） 附則第二十八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の附則第三十四条第五項
附則第三十四条第七項	第八十五条の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金	平成二十五年改正法附則第二十八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の附則第三十五条第三項
附則第三十八條第二項	確定給付企業年金法	平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法
附則第三十四條第六項において準用する附則第三十三條第四項	特定基金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の次条第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この項及び次項において「特定基金」という。）
老齢厚生年金	連合会又は他の基金	老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。次項において同じ。）
連合会又は他の基金	連合会又は他の基金	平成二十五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（次項において「連合会等」という。）
連合会等	連合会等	連合会等
附則第三十四條第六項において準用する附則第三十三條第五項	連合会又は他の基金	連合会等
附則第三十八條第一項において準用する「政府が解散厚生年金基金等から同項に規定する責任年金法第百十四條第準備金に相当する額」	前条第一項の規定に基づき「政府が解散厚生年金基金等から同項に規定する責任年金法第百十四條第準備金に相当する額」という。）から改正前厚生年金保険法附則第三十四條第五項に規定する責任準備金相当額又は改正前厚生年金保険法附則第三十三條第三項に規定する減額責任準備金相当額	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。） 附則第三十四條第五項の規定による納付の猶予がされた特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三條第三項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この項、第四項及び第六項において「特定基金」という。）から改正前厚生年金保険法附則第三十四條第五項に規定する責任準備金相当額又は改正前厚生年金保険法附則第三十三條第三項に規定する減額責任準備金相当額
解散厚生年金基金等は当該責任準備金に相当する額	特定基金は	特定基金は
解散厚生年金基金等	特定基金	特定基金
附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四條第四項及び第六項	特定基金	特定基金
附則第三十八條第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三第一項	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金散厚生年金基金等（以下これこれの特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三條第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この条において「解散厚生年金同じ。）が、平成二十五年改正法附則第二十八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項の条において「解散厚生年金同じ。）が、平成二十五年改正法附則第二十八條第三項の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下この条において「改正前確定給付企業年金法」という。）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金散厚生年金基金等（以下これこれの特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三條第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この条において「解散厚生年金同じ。）が、平成二十五年改正法附則第二十八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項の条において「解散厚生年金同じ。）が、平成二十五年改正法附則第二十八條第三項の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下この条において「改正前確定給付企業年金法」という。）
責任準備金（同法第百十三條第一項に規定する責任準備金）	責任準備金相当額（改正前厚生年金保険法附則第三十四條第五項に規定する責任準備金相当額をいう。）又は減額責任準備金相当額（改正前厚生年金保険法附則第三十三條第三項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）	責任準備金相当額（改正前厚生年金保険法附則第三十四條第五項に規定する責任準備金相当額をいう。）又は減額責任準備金相当額（改正前厚生年金保険法附則第三十三條第三項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）

第八十七条第法 一項各号列記 以外の部分	厚生年金基金令	平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法
第八十七条第法 二項	給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法
第八十八條	解散厚生年金基金等	特定基金

4 平成二十五年改正法附則第二十八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。
(存続連合会等に行わせる業務に関する経過措置)

第三十五條 平成二十五年改正法附則第二十七條第二項又は第二十八條第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九條第一項の規定により存続連合会の業務が行われる場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十五年改正法附則第二十七條第二項又は第二十八條第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九條第四十條第九項	務	その業務(附則第二十七條第二項又は第二十八條第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九條第四十條第九項	務	一項の規定により存続連合会が行う業務を除く。)
改正後確定給付企業年金法その業	務	その業務(公的年金制度の健全性及び信賴性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第二十七條第二項又は第九十一條の十八第七項	務	第二十八條第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十九條第一項の規定により連合会が行う業務を除く。)

(清算未了特定基金型納付計画に係る事業主に対する通知に関する技術的説替え)
第三十六條 平成二十五年改正法附則第三十一條第四項において平成二十五年改正法附則第十三條第四項の規定を準用する場合においては、同項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算未了特定基金」と読み替えるものとする。

(清算未了特定基金型納付計画の提出の特例)
第三十七條 清算未了特定基金であつてその設立事業所の事業主(当該清算未了特定基金を共同して設立している場合にあっては、当該清算未了特定基金を設立している各事業主)のうちに当該清算未了特定基金の責任準備金相当額のうち当該事業主が納付すべき額を当該清算未了特定基金が政府に納付することが適當であると当該清算未了特定基金が認めるものがある場合における次の表の上欄に掲げる平成二十五年改正法の規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十條第一項	各事業主	各事業主(当該清算未了特定基金の責任準備金相当額のうち当該事業主が納付すべき額を清算未了特定基金が政府に納付することが適當であると当該清算未了特定基金が認める事業主(第三項及び次條第一項において「基金一括納付対象事業主」という。)を除く。)
附則第三十條第三項	の事業主	各事業主(基金一括納付対象事業主を除く。)
附則第三十一條第一項	各事業主	各事業主(基金一括納付対象事業主に係る前條第四項第一号の額の合計額を除く。)

(清算未了特定基金型納付計画の承認を取り消された事業主からの徴収の特例)
第三十八條 平成二十五年改正法附則第三十二條において準用する平成二十五年改正法附則第十五條第一項の規定により清算未了特定基金型納付計画の承認を取り消された清算未了特定基金の設立事業所の事業主について平成二十五年改正法附則第三十一條第一項の規定を適用する場合には、同項中「清算未了特定基金型納付計画」とあるのは、「次條において準用する附則第十五條第一項の規定による取消し前の清算未了特定基金型納付計画(前條第四項第一号に係る部分(当該額の一部分につき納付があつたときは、その納付のあつた額を控除した金額に係る部分に限る。))とする。」とする。

第四節 施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例に関する事項

第三十九條 平成二十五年改正法附則第三十三條第一項第二号の政令で定める期間は、次のとおりとする。

- 一 第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四條及び第四十一條の三の五第二項に規定する期間
- 二 第三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八條の三第一項各号に掲げる期間
- 三 第六十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二條の五の三第二項に掲げる期間

第五節 残余財産の確定給付企業年金等への交付に関する事項

(設立事業所の一部について行う残余財産の確定給付企業年金への交付)

第四十條 平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 確定給付企業年金の事業主（改正後確定給付企業年金法施行令第一条第一項に規定する事業主をいう。以下この号において「譲受事業主」という。）が、吸収分割又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより、施行日以後に解散した存続厚生年金基金の設立事業所の事業主からその事業の全部又は一部を承継した場合であって、譲受事業主が実施する確定給付企業年金の事業主等（規約型企業年金（改正後確定給付企業年金法第七十四条第一項に規定する規約型企業年金をいう。）の事業主及び企業年金基金（改正後確定給付企業年金法第二条第四項に規定する企業年金基金をいう。）をいう。）以下この条及び第四十一条において同じ。）が、当該解散した存続厚生年金基金の設立事業所に使用される者であって当該承継された事業の全部又は一部に主として従事していたものとして厚生労働省令で定めるものの当該解散した存続厚生年金基金に係る残余財産の交付を受ける場合

二 存続厚生年金基金及び確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金の加入員の一部（以下この号において「一部移転加入員」という。）に係る残余財産の交付を当該確定給付企業年金の事業主等が受けることを定める場合（当該一部移転加入員が当該確定給付企業年金の実施事業所に使用されることとなったことにより、当該存続厚生年金基金の設立事業所に使用されなくなったときに、当該一部移転加入員の同意を得て当該残余財産の交付を受ける場合に限る。）

三 存続厚生年金基金及び確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金の加入員のうち、残余財産を分配することを希望する者以外の者に係る残余財産の交付を確定給付企業年金の事業主等が受けることを定める場合

（設立事業所に係る解散基金加入員等に分配すべき残余財産の交付を申し出る際の手続）

第四十一条 施行日以後に解散した存続厚生年金基金（解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回るものを除く。第二号及び第三項において「交付存続厚生年金基金」という。）が、平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（改正後確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。）への交付を申し出る場合は、次に掲げる者の同意を得なければならない。

一 交付の申出に係る残余財産を分配すべき解散基金加入員等（平成二十五年改正法附則第三十五条第一項に規定する解散基金加入員等をいう。次項において「交付解散基金加入員等」という。）が使用される設立事業所の事業主の全部

二 当該設立事業所に使用される交付存続厚生年金基金の加入員の二分の一以上の者

2 前項の場合において、交付解散基金加入員等が使用される設立事業所が二以上であるときは、同項第二号に掲げる者の同意は、各設立事業所について得なければならない。

3 交付存続厚生年金基金が、平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき、当該交付存続厚生年金基金の設立事業所に使用される交付存続厚生年金基金の加入員であった者又はその遺族に分配すべき残余財産の交付を申し出る場合には、当該交付存続厚生年金基金の加入員であった者又はその遺族の同意を得なければならない。

（平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定により解散した存続厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金に交付した場合における加入者期間の取扱い）

第四十二条 確定給付企業年金の資産管理運用機関等（改正後確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）が、平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出に従い残余財産の交付を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、解散した存続厚生年金基金の解散基金加入員等に係る加入員期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該確定給付企業年金の加入者期間に算入するものとする。

（平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める額及び月数）

第四十三条 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める額は、同項の政令で定める月数に対応する別表の下欄に定める金額に基づき付録の式により定まる金額とする。

2 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める月数は、同条第一項に規定する退職金共済契約（付録において「退職金共済契約」という。）の被共済者（以下この項及び付録において「被共済者」という。）が存続厚生年金基金の加入員であった期間の月数を上限とする各月数（以下この項及び付録において「各月数」という。）のうち、付録の式により各月数により定まる金額が同条第二項に規定する交付額（付録において「交付額」という。）を超えない範囲内において最大となるもの（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第十八条、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項及び第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項に基づく申出に係る被共済者にあつては、零月）とする。

（平成二十五年改正法附則第三十六条第三項第一号及び第八項の政令で定める利率）

第四十四条 平成二十五年改正法附則第三十六条第三項第一号及び第八項の政令で定める利率は、中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第八条に規定する利率とする。

（存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が解散前から引き続き退職金共済契約を締結している場合において準用する平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定の読替）

第四十五条 平成二十五年改正法附則第三十六条第七項において同条第一項の規定を準用する場合においては、同条第七項の規定によるほか、同条第一項中「被共済者として」とあるのは「被共済者とする」と、「締結した」とあるのは「当該解散する前から引き続き締結している」と、「附則第三十六条第一項」とあるのは「附則第三十六条第七項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（解散基金加入員への通知について準用する平成二十五年改正法附則第三十六条第六項の規定の読替）

第四十六条 平成二十五年改正法附則第三十六条第十項において同条第六項の規定を準用する場合においては、同条第十項の規定によるほか、同条第六項中「第一項」とあるのは、「次項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

第六節 その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項

（設立に必要な被保険者数の特例）

第四十七条 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第一項の規定に基づき給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする存続厚生年金基金若しくは平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の認可を受けようとする存続厚生年金基金又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる理由により解散をしようとする存続厚生年金基金に対する第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第一条の規定の適用については、厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十一号）附則第二条の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令

第一条第一項中「千人」とあり、及び同条第二項中「五千人とする。ただし、一の適用事業所の事業主が他の適用事業所の事業主と業務、資本金その他について密接な関係を有するものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合にあつては、千人」とあるのは、「十人」とする。

(審査請求及び再審査請求に関する経過措置)

四十八條 旧厚生年金基金が行つた処分又は賦課に関する改正前厚生年金保険法第六十九條において準用する改正前厚生年金保険法第九十條第一項及び第二項又は第九十一條の規定による審査請求又は再審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

第三章 存続連合会等に関する経過措置

第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項

の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

四十九條 平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、同条第二項の規定によるほか、次

受給者

厚生労働大臣

文	第百七十四条において準用する第九十八条第四項	受給権者 厚生労働
---	------------------------	--------------

則第三十条第三項において準用する同条第一項連合会の

十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）の
附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」とい

第八十五条の二

責任準備金に相当する額（次条、

第三十八条において「責任準備金相当額」という。）

則第三十條第三項において準用する同條第二項第百三十二條第二

	の規定による改正前の第百三十二条第二項
--	---------------------

存続連合会については、廃止前厚生年金基金令第四十八条の二、第五十二条の六第一項、第五十二条の七、第五十四条第一項、第五十五条の二第一項（第二号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第二項から第四項まで、第五十七条から第六十条の三まで及び附則第六十条の規定、廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第二十条（第二項を除く。）、第四条、第六十条から第十四条まで、第七十九条、第二十九条の五から第四十一条まで、第四十二条（第三十七を除く。）、第四十三条から（第四十五条まで、第四十七條並びに第四十八條の規定並びに廃止前厚生年金基金令附則第六条において準用する廃止前厚生年金基金令附則第五條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八条の二

法

る改正前の厚生年金保険法（第五十七条第一項において「改正前厚生年金保険法」という。）第十五条改正法第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定によ

第五十二條の六第一項

連合会	老令三
-----	-----

老齢年金給付の支給に関する平成二十五年改正法附則第五十三條第四項及び第五項に規定する年金給付等積立金（以下この項及び次項において「年金給付等積立金」という。）の権利義務を移転することという。）

ができるものであるとき又

は年金給付等積立金若しく

は脱退一時金相当額

老齡年金給付の支給に關する年金給付等積立金

る権利義務の移

給付等積立金
一寺金目当頂

第五十五条の四第三項	老齡年金給付の支給に関する義務の移転又は脱退一時金相当額	年金給付等積立金
第五十五条の四第四項	年金給付等積立金	平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金
第五十七条第一項	法第百三十二条第二項（	平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項（
第五十四条第一項において準用する第二条各号列記以外の部分	法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百五十三条第二項において準用する改正前厚生年金保険法
第五十四条第一項において準用する第二条第一号	法第百十五条第一項第二号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十三条第一項第二号
第五十四条第一項において準用する第二条第三号	法第百十五条第一項第四号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十三条第一項第三号
第五十四条第一項において準用する第二条第四号	法第百十五条第一項第五号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十三条第一項第四号
第五十四条第一項において準用する第二条第五号	法第百十五条第一項第十号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十三条第一項第十号
第五十四条第一項において準用する第二条第六号	法第百十五条第一項第十号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十三条第一項第十号
第五十四条第一項において準用する第六条	第三条及び第四条	第四条
第五十四条第一項において準用する第十条第二項	第二条各号	揭示し、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により
第五十四条第一項において準用する第十三条第四項	加入員及び加入員であつた者	第二条第一号及び第三号から第七号まで
第五十四条第一項において準用する第十四条第二項	加入員及び加入員であつた者	平成二十五年改正法附則第十三条第三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負つている者
第五十四条第一項において準用する第三十条	法第百三十条の二第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十九条の二第二項
第五十四条第一項において準用する第三十一条第一項	法第百三十条の二第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十九条の二第二項
第五十四条第一項において準用する第三十九条の二第二項	基金	存続連合会
第五十四条第一項において準用する第三十九条の二第二項	以下同じ	（）及び積立金（平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者、同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等及び同法第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。）（以下「年金給付等積立金等」という）
第五十四条第一項において準用する第三十九条の二第二項	年金給付等積立金	年金給付等積立金等
第五十四条第一項において準用する第三十九条の二第二項	加入員及び加入員であつた者	存続連合会が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負つている者
第五十四条第一項において準用する第三十九条の二第二項	掛金収入の基金	存続連合会
第五十四条第一項において準用する第三十九条の二第二項	掛金収入の基金	存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法及び平成二十五年改正法に基づき平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金から交付を受け、又は徴収する額、存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十三条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法及び平成二十五年改正法に基づき確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。）から移換を受ける額並びに存続連合会が平成二十五年改正法

		年金給付等積立金	附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法に基づき企業型年金（確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。）の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。）から移換を受ける
第五十四条第一項において準用する第五十九条の五	法	年金給付等積立金等	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項に
第五十四条第一項において準用する第三十九条の六	法第百三十六条の三第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項に	おいて準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第四号
第五十四条第一項において準用する第三十九条の七	法第百三十六条の三第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項に	おいて準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第四号イ
第五十四条第一項において準用する第三十九条の八	法第百三十六条の三第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項に	おいて準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号イ
	法第百三十六条の三第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項に	おいて準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第四号イ
第五十四条第一項において準用する第三十九条の九	法第百三十六条の三第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項に	おいて準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ロ
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十	法第百三十六条の三第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項に	おいて準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ハ
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十一	法第百三十六条の三第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項に	おいて準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号イ
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十二	法第百三十六条の三第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項に	おいて準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ニ
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十三各号列記以外の部分	法第百三十六条の三第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項に	おいて準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ヘ（二）
	法第百三十六条の三第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項に	おいて準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十三第一号	年金給付等積立金	年金給付等積立金等	年金給付等積立金等
	法第百二十条第三項に規定する基金の	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十八条第三項に	規定する
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十三第二号	法第百三十六条の三第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項に	おいて準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第一項
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十四	法	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項に	おいて準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号
	年金給付等積立金	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項に	おいて準用する改正前厚生年金保険法
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十五	年金給付等積立金	年金給付等積立金等	年金給付等積立金等
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十六	法第百三十六条の四第三項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項に	おいて準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第三項
第五十四条第一項において準用する第四十二条	法第百三十六条の四第三項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項に	おいて準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第三項
附則第六条において準用する附則第五條第一項各号列記以外の部分	第三十九条の二第三項	同条第三項	同条第三項

附則第六条において準用する附則基金
 第五条第一項第一号
 掛金収入（代行給付に要する費用に係るものを除く。）の額
 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）

附則第六条において準用する附則基金
 第五条第一項第二号
 員であつた者に係る責任準備金相当額
 存続連合会
 当該存続連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者に係る平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額

附則第六条において準用する附則基金
 第五条第二項
 年金給付等積立金
 存続連合会
 年金給付等積立金及び積立金（平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者、同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等及び同法第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てらるべき積立金をいう。）

3 存続連合会について厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、同法第百条の二第五項中「健康保険組合若しくは」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十三号に規定する存続連合会、健康保険組合若しくは」とする。
 4 存続連合会について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行令の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十條の法第四十八條の三 第二項	企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第四十条第八項
	確定給付企業年金法第九十一条の八第一項第十二号	平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百五十三條第十二号
	連合会が	存続連合会が
	第二十條の法第四十八條の三 第二項	平成二十五年改正法附則第四十条第八項
第二十六條	企業年金連合会	存続連合会
	確定給付企業年金法施行令第六十五条の九及び第六十五条の十	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五十二条
	企業年金連合会	存続連合会
	第五十四條の二第一項	平成二十五年改正法附則第三十八條第三項の規定により読み替えて適用する法第五十四條の二第一項
第二十六條 の二	企業年金連合会	平成二十五年改正法附則第三十八條第三項の規定により読み替えて適用する法第五十四條の二第一項
第二節 存続連合会の業務等に関する事項 （基金中途脱退者の加入員であつた期間）		

第五十條 平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号の厚生年金基金の加入員であつた期間は、老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であつた期間の計算の例により計算するものとし、第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四条及び第四十一条の三の五第二項、第三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一項並びに第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の三第二項の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間があるときは、当該厚生年金基金の加入員であつた期間に当該老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間を加えるものとする。

2 平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号の政令で定める期間は、二十年とする。

（確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う特例措置）

第五十条の二 確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）第四条の規定による改正後の確定給付企業年金法第八十一条の二第二項に規定する中途脱退者に対する平成二十五年改正法附則第四十六条の規定により存続連合会が確定給付企業年金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換を受ける場合における同号の規定の適用については、同号中「改正後確定給付企業年金法」とあるのは、「確定給付企業年金法」とする。

（存続連合会の附帯事業）

第五十一条 平成二十五年改正法附則第四十条第四項第三号の存続連合会が行うことができる事業は、次に掲げるとおりとする。

- 一 会員の行う事業についての助言及び連絡
- 二 会員に関する教育、情報の提供及び相談
- 三 会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究
- 四 前三号に掲げるもののほか、会員の健全な発展を図るために必要な事業

（存続連合会の業務の委託）

第五十二条 存続連合会が平成二十五年改正法附則第四十条第九項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社（同項に規定する信託会社をいう。次項において同じ。）、信託業務を営む金融機関、生命保険会社（同条第九項に規定する生命保険会社をいう。次項において同じ。）及び農業協同組合連合会（同条第九項に規定する農業協同組合連合会をいう。次項において同じ。）以外の法人に委託する場合にあつては、第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十九条第一項に規定する指定法人に委託しなければならない。

2 存続連合会が平成二十五年改正法附則第四十条第九項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託する場合においては、存続連合会の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。

第三節 基金中途脱退者等に対する給付等に関する事項

（存続連合会老齢給付金等の額の基準）

第五十三条 平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項及び第四十九条の二第二項の規定により存続連合会が支給する存続連合会老齢給付金及び存続連合会遺族給付金、平成二十五年改正法附則第四十四条第三項及び第四十八条第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金並びに平成二十五年改正法附則第四十五条第三項及び第四十九条第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会遺族給付金の額は、平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第四十五条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第三項、第四十九条第三項及び第四十九条の二第二項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。

（存続連合会が支給する存続連合会遺族給付金等に関する読替え）

第五十四条 平成二十五年改正法附則第四十五条第四項において改正後確定給付企業年金法第五十四条の規定を準用する場合には、同条中「加入者又は加入者であつた者」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第四十五条第一項に規定する解散基金加入員等」と読み替えるものとする。

2 平成二十五年改正法附則第四十九条第四項において改正後確定給付企業年金法第五十四条の規定を準用する場合には、同条中「加入者又は加入者であつた者」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第四十九条第一項に規定する終了制度加入者等」と読み替えるものとする。

3 平成二十五年改正法附則第五十一条において改正後確定給付企業年金法第三十四条、第三十六条第一項、第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十四条、第四十六条から第四十八条まで及び第五十二条から第五十四条までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十四条第老齢給付金、脱退一時金ただし書	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項及び第四十九条の二第二項の存続連合会老齢給付金（以下「存続連合会老齢給付金」という。）並びに平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第四十五条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第三項、第四十九條第三項及び第四十九條の二第二項の存続連合会遺族給付金
	平成二十五年改正法附則第四十四条第三項及び第四十八条第三項の存続連合会障害給付金（以下「存続連合会障害給付金」という。）
第三十四条第障害給付金	平成二十五年改正法附則第四十四条第三項及び第四十八条第三項の存続連合会障害給付金（以下「存続連合会障害給付金」という。）
第三十六條第老齡給付金	存続連合会老齡給付金
第三十七條第老齡給付金	平成二十五年改正法附則第四十二条第三項の基金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十三条第三項の解散基金加入員、平成二十五年改正法附則第四十六条第三項の確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十七条第三項の終了制度加入者等又は平成二十五年改正法附則第四十九条の二第二項の企業年金加入者であつた者
第三十七條第老齡給付金	存続連合会老齡給付金
事業主等	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）

第三十七条第二項、第三十八条及び第四十条	老齢給付金	存続連合会老齢給付金
第四十四条及び障害給付金	障害給付金	存続連合会障害給付金
第四十六条	遺族給付金	存続連合会遺族給付金
第四十七条	遺族給付金は 遺族給付金を 加入者又は当該確定 給付企業年金の老齢 給付金の支給を受け ている者	平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第三項及び第四十九条の二第一項の存続連合会遺族給付金（以下「存続連合会遺族給付金」という。）は 存続連合会遺族給付金を
第四十八条	遺族給付金	存続連合会遺族給付金
第五十二条	加入者又は加入者であつた者	平成二十五年改正法附則第四十四条第三項の解散基金加入員等又は平成二十五年改正法附則第四十八条第三項の終了制度加入者等
第五十三条	障害給付金 遺族給付金	存続連合会障害給付金 存続連合会遺族給付金
第五十四条	加入者又は加入者であつた者	平成二十五年改正法附則第四十二条第三項の基金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十三条第三項の解散基金加入員、平成二十五年改正法附則第四十四条第三項の解散基金加入員等、平成二十五年改正法附則第四十六条第三項の確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十七条第三項の終了制度加入者等、平成二十五年改正法附則第四十八条第三項の終了制度加入者等、平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項の企業型年金加入者であつた者
(準用規定)		
第五十五条	改正後確定給付企業年金法施行令第二十五条及び第二十六条の規定は存続連合会が支給する存続連合会老齢給付金、存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金（第五十八条において「存続連合会老齢給付金等」という。）について、改正後確定給付企業年金法施行令第二十九条の規定は存続連合会が支給する存続連合会老齢給付金について、改正後確定給付企業年金法施行令第三十三条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は存続連合会が支給する平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第三項及び第四十九条の二第一項の存続連合会遺族給付金について、改正後確定給付企業年金法施行令第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は存続連合会が支給する平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第四十五条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第三項、第四十九条第三項及び第四十九条の二第一項の存続連合会遺族給付金並びに存続連合会障害給付金について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行令の規定中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第二十五条	法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法
第二十六条第一項及び第二十九条各法	法	平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法
号列記以外の部分		
第二十九条第一号	老齢給付金	平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項及び第四十九条の二第一項の存続連合会老齢給付金（以下「存続連合会老齢給付金」という。）
第二十九条第二号	老齢給付金	存続連合会老齢給付金
第二十九条第三号	法第三十条第一項	平成二十五年改正法附則第五十条第一項
第三十三条各号列記以外の部分	老齢給付金	存続連合会老齢給付金
第三十三条第一号	法第三十六条第二項	平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法第三十六条第二項（第二号を除く。）
第三十三条第二号及び第三十四条各法	二項	平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法
号列記以外の部分		

第三十四条第一号

法第九十八条

平成二十五年改正法附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十三条

(存続連合会への基金脱退一時金相当額の移換の申出等)

第五十六条 平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定による基金脱退一時金相当額(平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、基金中途脱退者が存続厚生年金基金の加入者の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限って行うことができる。

2 前項の規定は、平成二十五年改正法附則第四十六条第一項の規定による申出について準用する。この場合において、前項中「附則第四十二条第一項」とあるのは「附則第四十六条第一項」と、「基金脱退一時金相当額(平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)」とあるのは「確定給付企業年金脱退一時金相当額」と、「基金中途脱退者」とあるのは「確定給付企業年金中途脱退者(平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。)」と読み替えるものとする。

3 改正後確定給付企業年金法施行令第五十条の二第二項ただし書及び第二項の規定は、前二項に規定する申出について準用する。

第五十七条 平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定により基金脱退一時金相当額の移換の申出を受けた存続厚生年金基金又は平成二十五年改正法附則第四十三条第一項、第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項の規定により残余財産の移換の申出を受けた解散した存続厚生年金基金の清算人は、当該基金脱退一時金相当額又は残余財産の存続連合会への移換の申出があつた旨を、存続連合会へ通知しなければならない。

2 前項の規定は、平成二十五年改正法附則第四十六条第一項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は平成二十五年改正法附則第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項の規定により残余財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人について準用する。

(差別的取扱いの禁止)

第五十八条 存続連合会老齡給付金等の額は、存続連合会がこれらの給付の支給に関する義務を負っている者のうち特定の者について不当に差別的なものであってはならない。

(基金中途脱退者等への存続連合会の説明義務)

第五十九条 存続連合会は、基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者(平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ。)又は企業型年金加入者であつた者(平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項に規定する企業型年金加入者であつた者をいう。以下この条において同じ。)の求めがあつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者又は企業型年金加入者であつた者に係る存続連合会の給付に関する事項その他基金脱退一時金相当額、確定給付企業年金脱退一時金相当額又は個人別管理資産(確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。)の移換に關して必要な事項について、当該基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者又は企業型年金加入者であつた者に説明しなければならない。

(解散しようとする基金等の基金中途脱退者に係る措置の特例)

第六十条 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による認可を受けた存続厚生年金基金(以下「解散をしようとする基金等」という。)が平成二十五年改正法附則第四十二条第二項の規定に基づき移換する基金脱退一時金相当額は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二条第二項に規定する額(厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出(同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。))をした者に存続厚生年金基金が支給する老齡年金給付については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二条第四項に規定する額)を超える部分の額とする。

2 解散をしようとする基金等が基金脱退一時金相当額の存続連合会への移換を申し出た基金中途脱退者に対して老齡年金給付を支給する場合においては、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二条第二項の規定の適用については、同項中「を超えるもの」とあるのは、「以上」とする。

第四節 存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等に関する事項

(存続連合会から存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等の申出)

第六十一条 平成二十五年改正法附則第五十三条第一項の規定による施行前基金中途脱退者等(同項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。)の権利義務の移転の申出及び同条第五項の規定による施行前基金中途脱退者等の年金給付等積立金(同項に規定する年金給付等積立金をいう。次条第二項及び第三項第一号において同じ。)の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、施行前基金中途脱退者等が存続厚生年金基金の加入者の資格を取得した日から起算して三月を経過する日までの間に限って行うことができる。

2 前項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による施行後基金中途脱退者等(同項に規定する施行後基金中途脱退者等をいう。以下同じ。)の積立金(同項に規定する積立金をいう。)の移換の申出について準用する。

3 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定による老齡基金中途脱退者等(同項に規定する老齡基金中途脱退者等をいう。以下同じ。)の年金給付等積立金等(同項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。)の移換の申出について準用する。

4 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十六条第一項の規定による老齡基金中途脱退者等の年金給付等積立金等の移換の申出について準用する。

5 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十七条第一項の規定による老齡確定給付企業年金中途脱退者等(同項に規定する老齡確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。)の積立金(同項に規定する積立金をいう。次項及び第七項において同じ。)の移換の申出について準用する。

6 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十八条第一項の規定による老齡確定給付企業年金中途脱退者等の積立金の移換の申出について準用する。

7 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十九条第一項の規定による老齡確定給付企業年金中途脱退者等の積立金の移換の申出について準用する。

8 改正後確定給付企業年金法施行令第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、前三項に規定する申出について準用する。

(他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する場合等における加入者期間等の取扱い)

第六十二条 甲基金が平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により権利義務を承継したときは、施行前基金中途脱退者等に係る平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第五項の規定により存続連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した乙基金又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第一項の解散をした丙基金の加入員であつた期間は、甲基金の加入員であつた期間とみなす。

2 存続厚生年金基金が、平成二十五年改正法附則第五十三条第六項の規定により年金給付等積立金の移換を受けたとき、平成二十五年改正法附則第五十四条第二項の規定により積立金(同条第一項に規定する積立金をいう。第二号及び次項第二号において同じ。)の移換を受けたとき、又は平成二十五年改正法附則第五十七条第二項の規定により積立金(同条第一項に規定する積立金をいう。第二号を除く。)において同じ。)の移換を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、施行前基金中途脱退者等、施行後基金中途脱退者等又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係る当該各号に定める期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該施行前基金中途脱退者等、施行後基金中途脱退者等又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

一 平成二十五年改正法附則第五十三条第六項の規定により年金給付等積立金の移換を受けた場合 平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第二項の規定により存続連合会に交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条の解散した旧厚生年金基金の加入員であつた期間

二 平成二十五年改正法附則第五十四条第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 平成二十五年改正法附則第四十二条第二項の規定により存続連合会に移換された基金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は解散基金加入員(平成二十五年改正法附則第三十六条第一項に規定する解散基金加入員をいう。次条第二号及び第六十四条の二において同じ。)であつた期間

三 平成二十五年改正法附則第五十七条第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項若しくは平成二十五年改正法附則第四十六条第二項の規定により存続連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間、平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第一項若しくは平成二十五年改正法附則第四十七条第一項に規定する終了制度加入者等であつた期間又は平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により存続連合会に移換された個人別管理資産の算定の基礎となつた期間

3 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、平成二十五年改正法附則第五十五条第二項の規定により年金給付等積立金の移換を受けたとき、又は平成二十五年改正法附則第五十八条第二項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、老齢基金中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第五十五条第一項に規定する老齢基金中途脱退者等をいう。以下同じ。)又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係る当該各号に定める期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等又は老齢基金中途脱退者等に係る加入者期間に算入するものとする。

一 平成二十五年改正法附則第五十五条第二項の規定により年金給付等積立金の移換を受けた場合 前項第一号に定める期間

二 平成二十五年改正法附則第五十五条第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 前項第二号に定める期間

三 平成二十五年改正法附則第五十八条第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 前項第三号に定める期間

(年金給付等積立金の計算)

第六十三条 平成二十五年改正法附則第五十三条第四項の年金給付等積立金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 施行前基金中途脱退者等が基金中途脱退者である場合 施行前基金中途脱退者等が老齢年金給付を受ける当該老齢年金給付の額(平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第三項の規定により存続連合会が当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、当該加算額を控除した額)について厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

二 施行前基金中途脱退者等が解散基金加入員(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十条の二第六項の規定により解散基金加入員とみなされた者を含む。)である場合 責任準備金相当額に、施行前基金中途脱退者等に係る平成二十五年改正法附則第三十八条第一項においてなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十条第三項において準用する同条第二項の過去期間代行給付現価の額(以下この号において「過去期間代行給付現価の額」という。)を存続連合会の過去期間代行給付現価の額の総額で除して得た率を乗じて得た額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

第五節 老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する事項

(老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する経過措置)

第六十四条 平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六十条第二項	連合会	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。次項及び第百六十三条の四第一項において「平成二十五年改正法」という。)
第百六十条第三項	基金	平成二十五年改正法附則第三条第三号に規定する存続連合会(以下「連合会」という。)
第百六十三条の四第中途脱退者又は解散中途脱退者	基金加入員	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十五条の三
第八十五条の三	基金加入員	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十五条の三

第五十二条	法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）
	第六十一条第一項各法附則第三十二号列記以外の部分 条第一項 法第六十条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項
第六十一条第一項第法附則第三十二号	一 項	平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第一項
第六十一条第一項第法附則第三十二号	二 項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第二項
第六十一条第一項第法附則第三十二号	申出 第四項	申出（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。） 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第四項
第六十一条第一項第法附則第三十二号	法 第六十一条第二項	平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第六十一条第二項	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第五十四条第一項に基金 おいて準用する第九 九条	加入員若しくは加入員であつた者又はこれらの者の遺族	存続連合会が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っている者
第五十四条第一項に法 おいて準用する第二 十八条第二項	平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）第百六十四条第一項において準用する改正前厚生年金保険法	
3 平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、改正前厚生年金保険法第六十二条の二第二項中「基金」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）」と、「連合会」とあるのは「同法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）」とする。		
4 平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二条の二、第五十二条の三及び第五十四条第一項の規定並びに同項において準用する廃止前厚生年金基金令第十九条、第二十六条第一項から第四項まで、第二十七条、第二十七条の二第一項及び第三項（第三号を除く。）並びに第二十八条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第五十二条の二	法第六十条の二第三項及び第六十一条第三項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条及び次条において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条及び次条において「改正前厚生年金保険法」という。）第百六十条の二第三項
五項	連合会が老齢年金給付	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（次条及び第五十四条第一項において「連合会」という。）が老齢年金給付
	支給する一時金たる給付並びに法第六十二条第二項の規定により連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付又は	支給する

第二十四条の三第二号	法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）
第五十二条の二	法第百六十条の二第三項及び第百六十一条第五項の規定により連合会	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項の規定により平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（次条及び第五十四条第一項において「連合会」という。）
	給付並びに法第百六十二条第二項の規定により連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付	
第五十二条の三	法第百六十条の二第三項、第百六十一条第五項及び第百六十二条第二項に規定する交付金並びに	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項
第五十二条の三の二第二項	法第百六十一条第三項	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第三項
	基金の	平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金の
第五十二条の三の二第二項	法第百三十二条第二項	改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項
	五年	十年
	老齢厚生年金	老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）
	法第百六十三条の三第二項	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十三条の三第一項
	法第百三十二条第二項	改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項
第五十四条第一項において準用する第十九条	基金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）
	加入員若しくは加入員であつた者又はこれらの者の遺族	存続連合会が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っている者
第五十四条第一項において準用する第二十六条第一項	加入員又は加入員であつた者	中途脱退者又は解散基金加入員
	支給する年金たる給付又は一時金たる給付（以下「遺族給付金」という。）	存続連合会が支給する一時金たる給付
第五十四条第一項において準用する第二十六条第三項及び第四項並びに第二十七条の二第一項	遺族給付金	中途脱退者又は解散基金加入員の死亡に関し存続連合会が支給する一時金たる給付
第五十四条第一項において準用する第二十七条の二第三項第一号	加入員又は加入員であつた者	中途脱退者又は解散基金加入員
第五十四条第一項において準用する第二十八条第二項		平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）第百六十四条第一項において準用する改正前厚生年金保険法

7 平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、改正前厚生年金保険法第百六十二条第二項中「連合会」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）」と、「第百四十七條第四項に規定する」とあるのは「残余財産を分配すべき」とする。

8 平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二条の二、第五十二条の四（第二項後段を除く。）、第五十二条の五（第二項後段を除く。）及び第五十四条第一項の規定、廃止前厚生年金基金令第五十二条の四第二項前段において準用する廃止前厚生年金基金令第二十六条の二第二項及び第三項、第二十七条の二第二項及び第三項（第三号を除く。）並びに第二十八条第一項の規定、廃止前厚生年金基金令第五十二条の五第二項前段において準用する廃止前厚生年金基金令第二十六条の五、第二十七条の二第二項及び第三項（第三号を除く。）並びに第二十八条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第十九条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条の二

法第六十条の二第三項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六百六十一条第五項の規定に十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとより連合会が老齢年金給付のされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）額に加算する額及び支給する第百六十二条第二項の規定により平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）一時金たる給付並びに法第百とという。）が支給する
六十二条第二項の規定により
連合会が支給する

法第六十条の二第三項、第百六十一条第五項及び第百六十二条第二項に規定する交付金及び
金並びに

第五十二条の四第一項各号列記以外の部分
法
改正前厚生年金保険法
平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法

第五十二条の四第二項前段において準用する第二十六条
基金
連合会遺族給付金
平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金

第五十二条の四第二項前段において準用する第二十六
遺族給付金
解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金（以下「旧厚生年金基金」という。）の加入員であつた者
解散した旧厚生年金基金の加入員であつた者
連合会遺族給付金
解散した旧厚生年金基金の

第五十二条の四第二項前段において準用する第二十七
給付対象者
解散した旧厚生年金基金の加入員であつた者
連合会遺族給付金
解散した旧厚生年金基金の

第五十二条の四第二項前段において準用する第二十七
加入員又は
解散した旧厚生年金基金の加入員であつた者
連合会遺族給付金
解散した旧厚生年金基金の

第五十二条の四第二項前段において準用する第二十七
法
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法
連合会遺族給付金

第五十二条の四第二項前段において準用する第二十八
遺族給付金及び障害給付金
連合会遺族給付金
連合会障害給付金

第五十二条の五第二項前段において準用する第二十六
障害給付金
連合会障害給付金
解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金の

第五十二条の五第二項前段において準用する第二十七
加入員又は
解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金の

第五十二条の五第二項前段において準用する第二十七
法
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法
連合会障害給付金

第五十二条の五第二項前段において準用する第二十八
遺族給付金及び障害給付金
連合会障害給付金
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）

第五十四条第一項において準用する第十九条
基金
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）

加入員若しくは加入員であつた者又はこれらの者の遺族
存続連合会が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っている者

第六十四条の二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者である解散基金加入員に存続連合会が支給する平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十三条の二に規定する解散基金に係る老齢年金給付（以下「解散基金に係る老齢年金給付」という。）について、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十三条の三の規定を適用する場合には、前条第五項の規定により読み替えられた改正前厚生年金保険法第六十三条の三第一項中「老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）以下この項において「平成二十四年一元化法」という。」と、「改正後の」とあるのは「改正後の第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の」と、「に基づくものに限る。以下この項において同じ。」とあるのは「（以下この項において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく老齢厚生年金」と、「第四十六条第五項において読み替えられた同条第一項」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この項において「経過措置令」という。）第八十二条の三の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の第四十六条第一項（以下この項において「読替え後の第四十六条第一項」という。）と、「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金」と、「第四十四条の三第四項」とあるのは「当該第一号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする経過措置令第八十二条の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第二十号）第三条の十三の二第二項の規定により読み替えられた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五条の規定による改正後の第七十八条の二十八第一項の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項」と、「支給停止基準額」とあるのは「支給停止基準額（読替え後の第四十六条第一項の規定による支給停止基準額をいう。）とする。

（移換金に関する経過措置）

第六十五条 平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、改正前厚生年金保険法第六十五条第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下この条及び第六十五条の四において「連合会」という。）とする。

2 平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の二第二項及び第四項、第五十二条の五の三（第三項を除く）、第五十二条の五の四並びに第五十五条の四第二項から第四項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条の五の法 第二項	基金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）
第五十二条の五の法 第三項	基金	平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）
第五十二条の五の法 第三項	法第六十五条第三項	平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五条第三項
第五十二条の五の法 第三項	法第六十条第五項	平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第五項
第五十二条の五の法 第三項	連合会	平成二十五年改正法附則第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）
第五十二条の五の法 第三項	法第六十一条第一項	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第一項
第五十二条の五の法 第三項	法第六十五条第六項	平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五条第六項
第五十二条の五の法 第三項	法第六十条の二第二項	平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第二項
第五十二条の五の法 第四各号列記以外の部分	項	平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第五十二条の五の法 第四一号		平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第五十二条の五の法 第四二号		平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第五十二条の五の法 第四二号		平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法

法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額		平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額
法附則第三十条第三項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十条第三項	
3 平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、改正前厚生年金保険法第六十五条の二第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十三号に規定する存続連合会（以下この条及び第六十五条の四において「連合会」という。）とする。		
4 平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の二第二項前段及び第四項、第五十二条の五の三第三項並びに第五十五条の四第二項から第四項までの規定並びに廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の二第二項前段において準用する同条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第五十二条の五の二第二法第六十六条の二第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（次条第三項において「改正前厚生年金保険法」という。）第六十六条の二第二項	
第五十二条の五の三第三項	平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五条の二第二項	
第五十五条の四第二項基金は	平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下この項において「基金」という。）は	
第五十五条の四第三項連合会は	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下この項において「連合会」という。）は	
第五十二条の五の二第二法第六十六条の二第一項の規定による中途二段において準用中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等という。以下同じ。）に係る脱退者等という。以下同じ。）に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出及び同条第五項	改正前厚生年金保険法第六十五条第一項	
基金の加入員	確定給付企業年金の加入者	
5 平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、改正前厚生年金保険法第六十五条の三第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十三号に規定する存続連合会（以下この条及び次条において「連合会」という。）とする。		
6 平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の二（第一項、第二項及び第三項後段を除く。）の規定及び同条第三項前段において準用する同条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第五十二条の五法第六十六条の三第一項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第六十二条の二第三項前段	
第五十二条の五法第六十六条の三第一項の規定による中途脱退の二第三項前段退者等（同項に規定する中途脱退者等という。以下同じ。）に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出及び同条第五項の規定による	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第六十二条の二第三項前段退者等（同項に規定する中途脱退者等という。以下同じ。）に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出及び同条第五項の規定による	
給に関する権利義務の移転の申出及び同条第五項の規定による		
同条第一項	改正前厚生年金保険法第六十五条第一項	
基金の加入員	企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）	

（確定給付企業年金中途脱退者等に係る措置に関する経過措置）

第六十六条 平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。

2 平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の二、第六十五条の四から第六十五条の六まで及び第六十五条の七第二項の規定、改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の四において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十五条、第二十六条、第二十九条、第三十三条（第一号及び第二号に係る部分に限る

。及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の五第二項において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条の二	法第九十一条の二第三項及び第九十一条の三第三項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条並びに第六十五条の五第一項及び第三項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二十条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この条並びに第六十五条の五第一項及び第三項において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の二第三項
	企業年金連合会（厚生年金保険法第四百九十九条第一項の企業年金連合会	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会
	老齢給付金及び遺族給付金、法第九十一条の四第三項老齢給付金及び遺族給付金の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金	
第六十五条の五第一項	法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項	平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項
第六十五条の五第三項	法第九十一条の二第二項	平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項
	事業主等又は法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の五第一項の規定により法第九十一条の三第一項に規定する残余財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人	平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項
	脱退一時金相当額又は残余財産	脱退一時金相当額
第六十五条の四において準用する第二十五条	法第九十一条の七において準用する法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二十条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法
第六十五条の四において準用する第二十六条第一項及び第二十九条各号列記以外の部分		平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法
第六十五条の四において準用する第二十九条第三号		平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
第六十五条の四において準用する第三十条	法第九十一条の七において準用する法	平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法
第六十五条の四において準用する第三十一条		平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法
第六十五条の四において準用する第三十二条		平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法
第六十五条の四において準用する第三十三条		平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法
第六十五条の四において準用する第三十四条		平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法

3 平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。

4 平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の二、第六十五条の四、第六十五条の五第三項、第六十五条の六及び第六十五条の七第二項の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の四において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十五条、第二十六条、第二十九条、第三十三条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条の二

法第九十一条の二第三項及び第九十一条の第三項

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条及び第六十五条の五第三項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（第六十五条の五第三項において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の第三項

企業年金連合会（厚生年金保険法第四百九条第一項の企業年金連合会

存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会

老齢給付金及び遺族給付金、法第九十一条の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金

老齢給付金及び遺族給付金

法第九十一条の二第三項、第九十一条の第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項

同項

第六十五条の五第三項

法第九十一条の二第二項

平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第一項

脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の五第一項の規定により法第九十一条の三第一項

同項

脱退一時金相当額又は残余財産

残余財産

第六十五条の四において準用する法

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法

第六十五条の四において準用する法

平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法

第六十五条の四において準用する法

平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法

第三号

第六十五条の四において準用する法

平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法

第六十五条の四において準用する法

平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法

5 平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。

6 平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の二、第六十五条の四、第六十五条の五第三項、第六十五条の六及び第六十五条の七第二項の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の四において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十五条、第二十六条、第三十三条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条の二	法第九十一条の二第三項及び第九十一条の三第三項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条及び第六十五条の五第三項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（第六十五条の五第三項において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の四第三項
企業年金連合会（厚生年金保険法第百四十九条第一項の企業年金連合会）	企業年金連合会（厚生年金保険法第百四十九条第一項の企業年金連合会）	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会）
老齢給付金及び遺族給付金、法第九十一条の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金	障害給付金及び遺族給付金	
法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項	同項	
第六十五条の五第三項	平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第一項	
脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の五第一項の規定により法第九十一条の三第一項	同項	
脱退一時金相当額又は残余財産	残余財産	
第六十五条の四において準用する法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法	
第六十五条の四において準用する法	平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法	
第六十三条及び第三十三条		
第六十五条の四において準用する法	平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する法	
第七号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。	平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十三条第三項	
第八号に規定する改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の四において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十五条、第二十六条及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条及び第六十五条の五第三項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（第六十五条の五第三項において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の五第三項	
第六十五条の法第九十一条の二第三項及び第九十一条の三第三項	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会）	
企業年金連合会（厚生年金保険法第百四十九条第一項の企業年金連合会）	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会）	
老齢給付金及び遺族給付金、法第九十一条の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金	遺族給付金	

	法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十条の四第三項及び第九十一条の五第三項	同項
第六十五条の五第三項	法第九十一条の二第二項	平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第一項
	脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の五第一項の規定により法第九十一条の三第一項脱退一時金相当額又は残余財産	残余財産
第六十五条の四において準用する第二十条	法第九十一条の七において準用する法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条、第二十六条第一項及び第三十四条において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この条、第二十六条第一項及び第三十四条において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法
第六十五条の法第九十一条の七において準用する法		平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法
四において準用する第二十条		
六条第一項		
第六十五条の法第九十一条の五第四項及び第九十一条の七において準用する法		平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第四項及び第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法
四において準用する第三十条		
四		

（移換金に関する経過措置）

第六十七条 平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第十五条の四第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（第四項及び第六十六條において「連合会」という。）とする。

2 平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の二第二項及び第四項、第八十八条の三第二項（第一号を除く。）並びに第九十三条第二項の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の二第四項において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第五十条の二第二項ただし書及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十八条の二第一項 法

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び次条第二項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（次条第二項において「改正前確定給付企業年金法」という。）

第一項

第八十八条の二第四項
第八十八条の三第二項
各号列記以外の部分

前三項
法第十五条の三第二項の規定により厚生年金基金金脱退一時金相当額の移換を受けたとき又は法

当該厚生年金基金の厚生年金保険法第四十四条の三当該第一項に規定する中途脱退者（以下この項において「厚生年金基金中途脱退者」という。）又は

当該

平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

第八十八条の三第二項 法
第二号

当該

当該

平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

3 平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第十五条の五第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（第四項及び次条において「連合会」という。）とする。

4 平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の二第二項前段及び第四項、第八十八条の三第一項（第一号を除く。）及び第九十三条第四項の規定、改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の二第二項前段において準用する同条第一項の規定並びに同条第四項において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第五十

条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十八条の二法第二項前段	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び次条第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（次条第一項において「改正前確定給付企業年金法」という。）
第八十八条の二前三項	第二項前段において準用する第一項
第八十八条の二第三項	平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（第九十三条第四項において「存続厚生年金基金」という。）
第八十八条の三第一項各号列記以外の部分	平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
第八十八条の三	法第百十五条の二第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたとき又は法
中途脱退者又は中途脱退者等に係る	中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の四第一項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る
中途脱退者又は中途脱退者等に支給する	中途脱退者等又は中途脱退者等に支給する
第八十八条の三第一項第二号	平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の五第二項
第九十三条第四項	法第九十一条の二第二項 平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項 法第九十一条の三第一項 平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第一項 存続厚生年金基金
第八十八条の二第二項前段において準用する同条第一項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この項において「改正前確定給付企業年金法」という。）第百十五条の五第一項 平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の四第一項
同項	をいう。次条第一項及び第二をいう
項において同じ	項において同じ
確定給付企業年金の加入者	平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金
5 平成二十五年改正法附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第百七条の三第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（次項及び次条において「連合会」という。）とする。	
6 平成二十五年改正法附則第六十四条第三項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の二第三項前段及び第四項の規定、同条第三項前段において準用する同条第一項の規定並びに同条第四項において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第八十八条の二第二法第三項前段	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法
第八十八条の二第三項	前項前段において準用する第一項
第八十八条の二第四項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この項において「改正前確定給付企業年金法」という。）第百七条の三第一項

同項	平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十五条の四第一項をいう。次条第一をいう。
	項及び第二項において同じ
確定給付企業年金企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）	第六節 老齢年金給付の支給義務等の特例に関する事項
（存続連合会に係る老齢年金給付の支給義務等の特例）	
第六十八條 存続連合会は、平成二十五年改正法附則第六十五条第一項の規定により老齢年金給付支給対象者（同項に規定する老齢年金給付支給対象者をいう。）の一部に係る代行給付支給義務（同項に規定する代行給付支給義務をいう。）を免れようとするときは、当該老齢年金給付支給対象者の選定は、規約で定めるところにより、合理的な基準を用いて行うほか、当該基準その他必要な事項について、当該老齢年金給付支給対象者に周知しなければならない。	
（平成二十五年改正法附則第六十六条の責任準備金相当額の算出方法）	
第六十九條 平成二十五年改正法附則第六十六条の責任準備金相当額は、平成二十五年改正法附則第六十五条第一項の認可があつた日を存続連合会が解散した日とみなして第五条第一項の規定に基づき計算した額に基づき第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第七十四条の二の規定の例により計算した額とする。	
（存続連合会に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する技術的読替等）	
第七十條 平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第六十四条の規定の例による場合においては、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第六十六条」と、「同項に規定する責任準備金に相当する額」とあるのは「同法附則第八條に規定する責任準備金相当額」と、「責任準備金に相当する額」とあるのは「責任準備金相当額」とする。	
2 平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第六十四条の規定の例による場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなして、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条（第三号を除く。）及び第八十四条から第八十八条までの規定の例による。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第八十二条各法号列記以外の部分	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）
第八十四条 厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会
第八十四条 法第六百十四條第一項	平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第六百十四條第一項
第八十五条 法第六百十四條第三項	平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第六百十四條第三項
第八十六条 法第六百十四條第一項	平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第六百十四條第一項
第八十七条 法第六百十四條第五項	平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第六百十四條第五項
第八十七条 第七十九條又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第厚生年金基金令二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）	平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法
第八十七条 第二項	平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法
3 平成二十五年改正法附則第六十七条第二項の規定により改正前保険業法附則第一条の十三の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第一、同法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。次項において「改正前確定給付企業年金法」という。）

		責任準備金（同法第百十三条第一項に規定する責任準備金をいう。）に相当する額	責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額をいう。）
第二項	同法第百十四条第一項に	同項に	
第二項	確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法	
第七節 存続連合会への事務委託に関する事項			
第七十一条 平成二十五年改正法附則第六十九条第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。			
一 次に掲げる額の算定に関する事務			
イ 政府が平成二十五年改正法附則第八条の規定により存続厚生年金基金から徴収する責任準備金相当額			
ロ 政府が平成二十五年改正法附則第十一条第七項の規定により自主解散型基金から徴収する減額責任準備金相当額			
ハ 政府が平成二十五年改正法附則第十三条第一項の規定により自主解散型基金から徴収する年金給付等積立金の額及び当該自主解散型基金の設立事業所の事業主から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額			
ニ 政府が平成二十五年改正法附則第二十条第三項の規定により清算型基金から徴収する減額責任準備金相当額及び当該清算型基金から徴収する年金給付等積立金の額			
ホ 政府が平成二十五年改正法附則第二十二条第一項の規定により清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額			
ヘ 政府が平成二十五年改正法附則第三十一条第一項の規定により清算未了特定基金の設立事業所の事業主から徴収する平成二十五年改正法附則第三十条第四項第一号に掲げる額			
二 解散した存続厚生年金基金の加入員であつた者に対する老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。第三項第二号において同じ。）の支給に必要な記録の整理に関する事務			
2 平成二十五年改正法附則第六十九条第一項の規定により存続連合会の業務が行われる場合においては、平成二十五年改正法附則第四十条第九項中「その業務」とあるのは、「その業務（附則第六十九条第一項の規定により存続連合会が行うものを除く。）とする。			
3 平成二十五年改正法附則第六十九条第二項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。			
一 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十三条第一項の規定に基づき政府が解散厚生年金基金等（同項に規定する解散厚生年金基金等をいう。以下同じ。）から徴収する責任準備金相当額の算定に関する事務			
二 解散厚生年金基金等の加入員であつた者に対する老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する事務			
4 平成二十五年改正法附則第六十九条第二項の規定により存続連合会の業務が行われる場合においては、平成二十五年改正法附則第四十条第九項中「その業務」とあるのは、「その業務（附則第六十九条第二項の規定により存続連合会が行うものを除く。）とする。			
第八節 存続連合会の解散等及び連合会の業務等に関する事項			
（存続連合会に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する技術的読替え等）			
第七十二条 平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定の例による場合には、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第七十二条」と、「同項に規定する責任準備金に相当する額」とあるのは「同法附則第八条に規定する責任準備金相当額」と、「責任準備金に相当する額」とあるのは「責任準備金相当額」とする。			
2 平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定の例による場合には、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなして、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条（第三号を除く。）及び第八十四条から第八十八条までの規定の例による。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			
第八十二条各法号列記以外の部分		公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）	
第八十四条	厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第十三号に規定する存続連合会	
第八十四条	法第百十四条第三項	平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項	
第八十五条	法第百十四条第三項	平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第三項	
第八十六条	法第百十四条第三項	平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項	

第八十七条第百十四条第一項	第五項	第七十九條又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第 厚生年金基金令 二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の 整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）
	第八十七条第百十四条第二項	平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法
3 平成二十五年改正法附則第七十三条第二項の規定により改正前保険業法附則第一条の十三の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第一、同法	責任準備金（同法第百十三条第一項責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額をいう。）に相当する額）	、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。次項において「改正前確定給付企業年金法」という。）
		同法第百十四条第一項に
第二、確定給付企業年金法	同項に	平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法
（平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付の額の基準）		
第七十三条 平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の規定により連合会が支給する年金たる給付又は一時金たる給付の額は、同項の交付金及びその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。 （連合会に関する読替え等）		
第七十四条 平成二十五年改正法附則第七十七条において改正後確定給付企業年金法第三十四条第一項、第三十六条第一項及び第三十七条の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第三十四条第一項ただし老齢給付金、脱退一時金及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第三十六条第一項及び第三十七条第一項において「平成二十五年改正法」という。）	び遺族給付金	第三十七条第一項において「平成二十五年改正法」という。）
第三十六条第一項	加入者又は加入者であつた基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第七十条第二項に規定する基金中途脱退者等をいう。）	
第三十七条第一項	事業主等	平成二十五年改正法附則第三条第十五号に規定する連合会
2 改正後確定給付企業年金法施行令第二十五条、第二十六条及び第二十九条の規定は、連合会が支給する平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第二十五条	法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条及び第二十九条において「平成二十五年改正法」という。）附則第七十七条において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法（第二十九条において「改正後確定給付企業年金法」という。）
第二十九条各号列記法以外の部分		平成二十五年改正法附則第七十七条において準用する改正後確定給付企業年金法
第二十九条第一号	老齢給付金	平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付（以下この条において「老齢給付金」という。）
（平成二十五年改正法附則第七十八条の規定により連合会の業務が行われる場合における確定給付企業年金法等の適用）		
第七十五条 平成二十五年改正法附則第七十八条の規定により連合会の業務が行われる場合においては、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第九十一条の八第二項第六及び一時（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）の規定により連合会が支給する年金たる給付を含む。）及び一時金（平成二十五年改正法の規定により連合会が支給する一時金たる給付を含む。）	金	う。）の規定により連合会が支給する年金たる給付を含む。）及び一時金（平成二十五年改正法の規定により連合会が支給する一時金たる給付を含む。）

第九十一条の八第一項第八積立金号	積立金（平成二十五年改正法の規定により連合会が積み立てるべき積立金を含む。以下同じ。）
第九十一条の八第二項第十業務二号	業務（平成二十五年改正法の規定により連合会が行う業務を含む。以下同じ。）
第九十一条の三十	及び一時（平成二十五年改正法附則第七十条第二項に規定する基金中途脱退者等に係る年金たる給付を含む。）及び一時金（同項に規定する基金中途脱退者等に係る一時金たる給付を含む。）
2 平成二十五年改正法附則第七十八条の規定により連合会の業務が行われる場合においては、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第六十五条の九	業務業務（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の規定により連合会が行う業務を含む。次条において同じ。）
第六十五条の十六において準給付給付（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の規定により連合会が行う業務）用する第十八条第四項	金たる給付及び一時金たる給付を含む。第二十条第二項において同じ。）

第四章 その他の経過措置

（徴収金等の帰属する会計）

第七十六条 平成二十五年改正法附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十五条第一項において準用する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

2 平成二十五年改正法附則第六十七条第一項又は第七十三条第一項の規定によりその規定の例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

（徴収金の督促及び滞納処分等に関する経過措置）

第七十七条 平成二十五年改正法附則第八十二条の規定により改正後厚生年金保険法第八十六条（第三項を除く。）の規定を適用する場合には、同条第四項ただし書中「前条各号のいずれかに該当する場合」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十五条第一項（同法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により自主解散型納付計画（同法附則第二十三条において準用する場合には清算型納付計画をいう。）の承認を取り消したとき」とする。

（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定を適用する場合等の特例）

第七十八条 平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

各号列記以外部分	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十二条第二項の規定により平成二十五年改正法第一項の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法
第一号	が厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納
第二号	平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金の督促状を発してから厚生労働省令で定める期間を経過
第三号	保険料その他法の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）

2 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二の十六第一号に該当し、かつ、同条第三号に該当しない納付義務者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、改正後厚生年金保険法の規定による保険料（平

第八十一条 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 平成二十五年改正法附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十五条の三の規定による徴収に係る事務（当該徴収を除く。）

2 改正後厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定により機構に事務を委託する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百条の十第二項 前項各号 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。次項において「経過措置政令」という。）第八十一条第一項各号

第百条の十第三項 前二項 経過措置政令第八十一条第一項及び同条第二項において準用する前項

第一項各号 同条第一項各号

（改正前厚生年金保険法による給付に関する技術的読替え）

第八十二条 平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十四条 被保険者であつた期間 被保険者であつた期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第四十六条第五項及び第六十条第三項において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下この項及び第六十条第三項において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に限る。第四十六条第五項において同じ。）

老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この条及び第四十六条第五項において同じ。）

第百三十二条第二項 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項

第四十四条 確定給付企業年金法（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法の第二項 平成二十五年改正法附則第五十号。以下「改正前確定給付企業年金法」という。）

第一号 同法 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

第四十四条 他 他 平成二十五年改正法附則第五十号。以下「改正前確定給付企業年金法」という。）

他の厚生年金基金 他 平成二十五年改正法附則第五十号。以下「改正前確定給付企業年金法」という。）

の二第二項 他 平成二十五年改正法附則第五十号。以下「改正前確定給付企業年金法」という。）

第三項及び第四項 他 平成二十五年改正法附則第五十号。以下「改正前確定給付企業年金法」という。）

第四十六條、第一項 平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第一項

第四十四條の二第二項 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四條の二第二項

（及び第四十四條の三第四項）及び平成二十五年改正法附則第八十七條の規定により読み替えられた第四十四條の三第四項

同項 同条第四項

第六十條 被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。）

第三項 第一項第二号ロ 平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第一項第二号ロ

額 老齢厚生年金等の額の合計 老齢厚生年金の額

期間が厚生年金基金 期間が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金 同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第四十四條の二第二項

第四十四條の二第二項 同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第四十四條の二第二項

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る厚生年金保険法の適用の特例）

第八十二条の二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間を有するものに支給する当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金について、厚生年金保険法第四十四条の三第四項の規定を適用する場合には、同法第七十八條の二十八の規定及び厚生年金保険法施行令第三条の十三の二第二項の規定によるほか、同法第四十四条の三第四項中「支給する当該一の期間」とあるのは「支給する当該一の期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。以下この項において同じ。）」と、「額及び」とあるのは「額並びに」と、「第四十六條第一項」とあるのは「第四十六條第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十二条の三の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため

の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号） 附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項」とする。

第八十二条の三 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間を有するものに支給する当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金について、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十六条第五項の規定を適用する場合には、第八十二条の規定にかかわらず、同項中「被保険者であつた期間」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」と、「支給する」とあるのは「支給する当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく」と、「第一項中」とあるのは「平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八条の二十九の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第一項中」「の期間」とあるのは「一の期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。）」と、「及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額を合算して得た」と、「第四十四条の二第二項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第二項の規定の適用がないものとして計算した各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額を合算して得た」と、「加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額（以下この項において「加給年金額」という。）及び第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）とあるのは「及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする第四十四条の三第四項に規定する加算額を合算して得た額を除く」とあるのは「（以下この項において「加給年金額」という。）及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十二条の二の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）を除く」と、「控除して得た額に当該一の期間」とあるのは「控除して得た額に平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第二項の規定の適用がないものとして計算した当該一の期間」と、「第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額及び繰下げ加算額」と、「同項」とあるのは「同条第四項」とする。

第八十二条の四 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間を有するものに支給する遺族厚生年金について、第八十二条の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第三項及び厚生年金保険法施行令第三条の十一の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十四条の二の規定を適用する場合には、同項中「被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。）」とあるのは「平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」と、「については」とあるのは「については、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第十号）第三条の十三の八の規定により読み替えられた」と、「老齢厚生年金の額」とあるのは「基づく老齢厚生年金の額」とする。

（存続厚生年金基金及び存続連合会に関する厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定の読替え等）

第八十三条 平成二十五年改正法附則第四百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百四十条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下この条において「改正前厚生年金特例法」という。）第四条から第六条まで、第十条並びに第十四条第二項及び第三項の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金特例法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十条 厚生年金基金 一 項	
第一条第六項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金
同条第七項	政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号。以下「平成二十六年改正法」という。）第五条の規定による改正後の第一条第八項
厚生年金保険法第四百四十一条第一項の規定により準用される同法	平成二十六年改正法第五条の規定による改正後の第一条第九項
同法第三十九条第四項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第四百四十一条第一項において準用する改正前厚生年金保険法
同法第八十一条の三第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十九条第四項
を徴収する権利について同法第七十条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第一項
同法第二百二十八条	を徴収する権利について平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十条第一項
未納掛金を徴収する権利について同法第七十条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二百二十八条
同法第二百二十九条第五項	未納掛金を徴収する権利について同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十条第一項
厚生年金保険法 三 項 及 び	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二百二十九条第五項

第五項並びに第五條第五項及び第九項	厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第十二項	同法第四百四十一條第一項の規定により準用される同法	同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百四十一條第一項において準用する改正前厚生年金保険法
第五條第十三項及び第六條第一項各号	同法第三百二十九條第四項 厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三百二十九條第四項 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第十條	基金又は連合会 厚生年金保険法 第一條第六項 同條第七項	基金 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法 平成二十六年改正法第五條の規定による改正後の第一條第八項 平成二十六年改正法第五條の規定による改正後の第一條第九項
第十四條第二項	対象設立事業主若しくは第五條第三項の役員であつた者又は解散した基金の対象設立事業主若しくは第八條第三項の役員であつた者は、第四條第一項又は第七條第一項に規定する場合に特例対象加入員又は特例対象解散基金加入員 基金又は連合会 厚生年金保険法	対象設立事業主又は第五條第三項の役員であつた者は、第四條第一項に規定する場合に特例対象加入員 基金 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第十四條第三項	若しくは第五條第十三項において準用する同條第三項の役員であつた者又は第七條第四項の規定により同條第一項から第三項までの規定が準用される同法第二百二十九條第二項の適用事業所の事業主若しくは第八條第十三項において準用する同條第三項の役員であつた者 第四條第一項又は第七條第一項 同條第一項又は第七條第四項において準用する同條第一項	又は第五條第十三項において準用する同條第三項の役員であつた者 第四條第一項 同條第一項
2	平成二十五年改正法附則第四百四十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第七條から第十條まで並びに第十四條第二項及び第三項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金特例法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第七條第七項	同條第七項	平成二十六年改正法第五條の規定による改正後の第一條第九項
第一條第六項	政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号。以下「平成二十六年改正法」という。）第五條の規定による改正後の第一條第八項	
同條第七項	平成二十六年改正法第五條の規定による改正後の第一條第九項	
厚生年金保険法第四百四十一條第一項の規定により準用される同法	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第四百四十一條第一項において準用する改正前厚生年金保険法	

3	平成二十五年改正法附則第四百十一條第四項の規定により平成二十五年改正法附則第二百二十二條第四項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法第二百一十一條の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号。以下「改正後審査会法」という。）の規定を適用する場合には、同項の規定により読み替えられた改正後審査会法第十九條	同法第四百九條第一項	平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百九條第一項
		同法第四百二十九條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百二十九條第四項
		（未納掛金を徴収する権利について同法第七十條第一項	（未納掛金を徴収する権利について平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十條第一項
		同法第二百二十八條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二百二十八條
		、未納掛金を徴収する権利について同法第七十條第一項	、未納掛金を徴収する権利について同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十條第一項
		企業年金連合会	平成二十五年改正法附則第三條第十三号に規定する存続連合会
		厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
		第七條並びに第八條	同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
		第五項及び第九項	同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
		第八條第十項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
		同法第四百十一條第一項の規定により準用される同法	同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百十一條第一項において準用する改正前厚生年金
		同法第三百三十九條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三百三十九條第四項
		第八條第十三項及び第九條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
		第一項各号	
第十條	基金又は連合会	連合会	
第十四條第二項	厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	
	第一條第六項	平成二十六年改正法第五條の規定による改正後の第一條第八項	
	同條第七項	平成二十六年改正法第五條の規定による改正後の第一條第九項	
	対象設立事業主若しくは第五條第三項の役員であつた者又は解散した基金の対象設立事業主若しくは第八條第三項の役員であつた者は、第四條第一項又は第七條第一項に規定する場合に特例対象加入員又は特例対象解散基金加入員	解散した基金の対象設立事業主又は第八條第三項の役員であつた者は、第七條第一項に規定する場合に特例対象解散基金加入員	
第十四條第三項	基金又は連合会	連合会	
第十四條第四項	規定が準用される厚生年金保険法第二百二十九條第二項の適用事業所の事業主若しくは第五條第十三項において準用する同條第三項の役員であつた者又は第七條第四項	第七條第四項	
	同法	改正前厚生年金保険法	
	第四條第一項又は第七條第一項	第七條第一項	
	第四條第五項において準用する同條第一項又は第七條第四項	第七條第四項	

附則（平成二十七年一月二六日政令第三九二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附則（平成二十八年一月二九日政令第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月二五日政令第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年四月六日政令第一九三号）

この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

附則（平成二十八年九月二三日政令第三一〇号）

この政令は、平成二十九年一月一日から施行し、第三条の規定による改正後の国民年金基金令第二十七条第一項（同令第五十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、国民年金基金又は国民年金基金連合会の平成二十九年度の予算から適用する。

附則（平成二十九年二月八日政令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

（厚生労働省令への委任）

第三条 前条に規定するもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附則（平成二十九年一月二七日政令第二九二号）

（施行期日）

1 この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日）から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（厚生労働省令への委任）

2 この政令の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附則（平成三〇年一月一七日政令第四号）抄

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（令和二年七月八日政令第二二九号）抄

この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附則（令和三年八月六日政令第二二九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条及び第十条の規定、第三十二条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第二項、第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第六十四条第六項の改正規定を除く。）、第四十三条及び第四十四条の規定、第四十五条の規定（所得税法施行令第七十条第一項第二号の改正規定（「十四年」を「十九年」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第四十六条及び第四十七条の規定並びに附則第二十五条の規定 令和四年五月一日

二 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第七条、第十一条及び第十四条の規定、第三十三条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第四項及び第七項の改正規定に限る。）並びに第三十七条、第三十九条及び第五十五条から第六十五条までの規定 令和四年十月一日

三 第二条及び第四条の規定、第六条の規定（厚生年金保険法施行令第三条の五の二第二項及び第三条の十三の二の改正規定に限る。）、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第三十一条の規定、第三十三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第三十五条及び第四十二条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十四条、第十六条及び第十八条の規定 令和五年四月一日

（廃止前厚生年金基金令第二十四条の二第二項に規定する平均支給率等に関する経過措置）

第十九条 第三十二条の規定による改正後の平成二十六年経過措置政令（以下この条において「改正後平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基

金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下この条において「廃止前厚生年金基金令」という。）第二十四条の二第二項の規定及び改正後平成二十六年経過措置政令第六十四条第六項の規定により読み替えられた廃止前厚生年金基金令第五十二条の三の二第二項の規定は、施行日の前日において、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

附 則（令和三年九月一〇日政令第二五三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第四条、第六条及び第七条の規定は同年一月一日から、第五条の規定は同年十月一日から施行する。

附 則（令和五年一〇月六日政令第三〇〇号）

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

別表（第四十三条関係）

月数	金額
〇月	〇円
一月	一、〇一〇円
二月	二、〇三〇円
三月	三、〇六〇円
四月	四、一一〇円
五月	五、一六〇円
六月	六、二三〇円
七月	七、三一〇円
八月	八、四一〇円
九月	九、五二〇円
一〇月	一〇、六四〇円
十一月	一一、七八〇円
十二月	一二、八九〇円
一三月	一三、九六〇円
一四月	一五、〇四〇円
一五月	一六、一三〇円
一六月	一七、二二〇円
一七月	一八、三二〇円
一八月	一九、四二〇円
一九月	二〇、五三〇円
二〇月	二一、六五〇円
二一月	二二、七六〇円
二二月	二三、八九〇円
二三月	二五、〇二〇円
二三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二五、〇二〇円に、上欄で二三月に加えた月数に應じて、当該加えた月数の一月につき一、〇〇〇円を加えて得た額
三五月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	三七、〇六〇円に、上欄で三五月に加えた月数に應じて、当該加えた月数の一月につき一、〇一〇円を加えて得た額
四七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四九、一三〇円に、上欄で四七月に加えた月数に應じて、当該加えた月数の一月につき一、〇〇〇円を加えて得た額
五九月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六一、〇九〇円に、上欄で五九月に加えた月数に應じて、当該加えた月数の一月につき一、〇七〇円を加えて得た額
七一月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	七三、八九〇円に、上欄で七一月に加えた月数に應じて、当該加えた月数の一月につき一、〇八〇円を加えて得た額
八三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	八六、八一〇円に、上欄で八三月に加えた月数に應じて、当該加えた月数の一月につき一、〇九〇円を加えて得た額
九五月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	九九、八三〇円に、上欄で九五月に加えた月数に應じて、当該加えた月数の一月につき一、一〇〇円を加えて得た額
一〇七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一一二、九六〇円に、上欄で一〇七月に加えた月数に應じて、当該加えた月数の一月につき一、一一〇円を加えて得た額
一一九月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一二六、二一〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に應じて、当該加えた月数の一月につき一、一二〇円を加えて得た額
一二一月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一三九、五九〇円に、上欄で一二一月に加えた月数に應じて、当該加えた月数の一月につき一、一三〇円を加えて得た額
一四三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一五三、一一〇円に、上欄で一四三月に加えた月数に應じて、当該加えた月数の一月につき一、一四〇円を加えて得た額

一五五月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一六六、七五〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一五〇円を加えて得た額
一六七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一八〇、五二〇円に、上欄で一六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一六〇円を加えて得た額
一七九月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一九四、四二〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一七〇円を加えて得た額
一九一月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二〇八、四六〇円に、上欄で一九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一八〇円を加えて得た額
二〇三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二二二、六四〇円に、上欄で二〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇〇円を加えて得た額
二一五月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二三六、九七〇円に、上欄で二一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二二〇円を加えて得た額
二二七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二五一、四四〇円に、上欄で二二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二三〇円を加えて得た額
二三九月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二六六、〇五〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二四〇円を加えて得た額
二四一月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二八〇、八一〇円に、上欄で二四一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二六〇円を加えて得た額
二五三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二九五、七〇〇円に、上欄で二五三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二八〇円を加えて得た額
二六五月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	三一〇、七五〇円に、上欄で二六五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二九〇円を加えて得た額
二七七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	三二五、九五〇円に、上欄で二七七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三〇〇円を加えて得た額
二八九月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	三四一、三〇〇円に、上欄で二八九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三二〇円を加えて得た額
二九一月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	三五六、七九〇円に、上欄で二九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三三〇円を加えて得た額
三〇三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	三七二、四四〇円に、上欄で三〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三五〇円を加えて得た額
三一五月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	三八八、二五〇円に、上欄で三一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三七〇円を加えて得た額
三二七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四〇四、二一〇円に、上欄で三二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三九〇円を加えて得た額
三三九月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四二〇、三二〇円に、上欄で三三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四一〇円を加えて得た額
三四一月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四三六、六〇〇円に、上欄で三四一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四三〇円を加えて得た額
三五三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四五三、〇四〇円に、上欄で三五三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四五〇円を加えて得た額
三六五月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四六九、六二〇円に、上欄で三六五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四七〇円を加えて得た額
三七七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四八六、三七〇円に、上欄で三七七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四九〇円を加えて得た額
三八九月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五〇三、二八〇円に、上欄で三八九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五一〇円を加えて得た額
三九一月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五二〇、三四〇円に、上欄で三九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五三〇円を加えて得た額
四〇三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五三七、五七〇円に、上欄で四〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五五〇円を加えて得た額
四一五月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五五四、九五〇円に、上欄で四一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五七〇円を加えて得た額
四二七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五七二、四九〇円に、上欄で四二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五九〇円を加えて得た額
四三九月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五九〇、二〇〇円に、上欄で四三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、六一〇円を加えて得た額
四四一月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六〇八、〇六〇円に、上欄で四四一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、六三〇円を加えて得た額
四五三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六二六、一一〇円に、上欄で四五三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、六五〇円を加えて得た額
四六五月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六四四、三二〇円に、上欄で四六五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、六七〇円を加えて得た額
四七七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六六二、七〇〇円に、上欄で四七七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、六九〇円を加えて得た額
四八九月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六八二、七七〇円

付録（第四十三条関係）

$$A \times P / 10000 \times 1.01^{t/12} + B$$

備考

一 A、P、t及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 各月数に対応する別表の下欄に定める金額

P 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額

t 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から交付額の交付のあった日の属する月までの月数

B 各月数のうちAの算定に用いた月数を被共済者の掛金納付月数に通算し交付額の交付のあった日に当該被共済者が退職したものとみなした場合に中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロの規定により算定される金額

二 $A \times P / 10000 \times 1.01^{t/12}$ に一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。